

部長会議付議事案書（令和 8 年 7 月 2 日）

No.	(1) 事案名		(2) 提案趣旨（要点をまとめて簡潔に）	
協 議	令和9年度県の施策・予算・制度等に関する要望について		神奈川県への要望事項を取りまとめた「令和9年度県の施策・予算・制度等に関する要望書」について、協議するものです。	
	提案課・報告者			資料
	総合政策課 小山田 範人			有

(3) 概要

1 要望事項

(1) 重点要望事項 8件（うち一部新規1件、継続7件）

(2) 一般要望事項 16件（全て継続案件）

(3) 取下げ 2件

2 提出先

(1) 神奈川県

知事、湘南地域県政総合センター所長及び平塚土木事務所長

(2) 政党

ア 公明党神奈川県議会議員団

イ 自由民主党神奈川県議会議員団

ウ 立憲民主党・かながわクラブ神奈川県議会議員団（要望書提出のみ）

エ かながわ未来神奈川県議会議員団（要望書提出のみ）

オ 日本維新の会・神奈川県議会議員団（未定）

(4) 経過（いつ・何を（が）・どうしたか）

いつ	何を（が）	どうしたか（主体・内容）
令和8年3月～4月	各課等の要望事項	照会
〃 4月～6月	要望日程	調整
	各課等の要望事項	内容調整
	要望書案	作成

令和9年度県の施策・予算・制度等に関する要望事項一覧

資料 1

1 重点要望事項

No.	主題【担当課】	区分	概要	要望先
重1	国道246号バイパス(厚木秦野道路)の早期事業化及び全線整備に対する支援について【国県事業推進課、総合政策課】	継続	国道246号バイパスの当市区間(10.6km)について、未事業化区間の早期事業化、事業化区間の早期整備に向けた国への働きかけに対する積極的な支援 渋沢IC(仮称)へのアクセス道路(都市計画道路渋沢小原線)の事業化を見据えた早期事業化	県土整備局
重2	県道705号(堀山下秦野停車場)の改良等について【国県事業推進課】	継続	秦野駅前通り道路の第2工区及び交差点工区における用地の取得及び道路拡幅等工事に係る事業の計画的な推進 全線供用時における歩行者の安全確保に係る安全対策の実施 第1工区及び第2工区における道路空間の利活用について、秦野駅北口周辺のにぎわい創造のためのまちづくりに係る事業への協力	県土整備局
重3	県立秦野戸川公園の整備促進について【国県事業推進課、はだの魅力づくり推進課】	継続	県立秦野戸川公園について、「表丹沢魅力づくり構想」の実現及び新東名高速道路の全線開通を見据え、地域の観光資源としての更なる魅力向上に向けた、未整備区域を含めた公園の一体的な整備	県土整備局
重4	表丹沢の魅力向上につながる県有施設等の効果的な活用について【はだの魅力づくり推進課】	継続	表丹沢の更なる魅力向上と、「表丹沢魅力づくり構想」実現のための県有施設等の効果的な活用及び当市施策との連携 (1) 表丹沢県民の森の魅力向上につながる維持管理及び整備等の促進 (2) 表丹沢の魅力向上につながる県営林道等の活用 (3) 駐車場不足の解消など、ヤビツ峠の快適な環境の実現に向けた効果的な対応 (4) 県有施設の価値向上につながる電気自動車用充電設備の導入	環境農政局 県土整備局
重5	水道施設の耐震化加速への支援について【経営総務課】	継続	県水給水区域と同程度の耐震化の早期達成に向けた、国への財政支援の拡充の働きかけ及び県単独の新たな支援制度の創設など、財政支援策についての早急な検討	健康医療局
重6	医療体制の整備・充実について【健康づくり課】	継続	市民が安心して医療を受けることができるよう、地域医療の連携体制の強化 (1) 救急医療体制を強化するため、令和9年度以降の県内医科大学における地域枠の維持及び定員の拡充や、医師・看護師の修学資金の拡充など、地域の実情を踏まえた医師の地域偏在と診療科偏在の是正や医師、看護師の確保対策の推進 (2) 既存の休日夜間急患診療所の運営や整備、二次救急診療事業の小児科、内科及び外科の輪番に対する補助金の拡充や創設など、総合的な救急医療体制の整備に係る財政支援の充実	健康医療局
重7	福祉施策等に係る人材不足解消に向けた地域区分の見直しについて【高齢介護課、障害福祉課、保育こども園課】	継続	介護、障害、保育等の福祉施策に係る事業者の人材確保のため、令和6年人事院勧告に基づく地域手当の見直しを早急に行うよう、国への働きかけ また、地域区分の見直しが行われるまでの間、地域間格差や官民格差を解消するための財政的な支援	福祉子どもみらい局
重8	障害者の就労支援等について【障害福祉課】	一部新規	秦野市地域生活支援センター『ぱれっと・はだの』の障害者就業・生活支援センター事業への位置付け 地域生活支援拠点等で実施する就労支援事業を補助対象とするよう国への働きかけ及び県補助金における対象事業費に基づく補助基準額の見直し	福祉子どもみらい局 産業労働局

2 一般要望事項

No.	主題【担当課】	区分	概要	要望先
般1	県道70号(秦野清川)の改良について【国県事業推進課】	継続	鳥居前バス停から大鳥居付近までの区間について、歩道整備を含む道路改良整備の計画的な事業推進	県土整備局
般2	県道613号(曾屋鶴巻)の改良について【国県事業推進課】	継続	1 落幡バス停付近からサンライフ入口交差点までの西側の歩道の暫定整備について、令和10年度完成目標に向けた計画的な事業推進 2 オヶ分踏切手前から瓜生野入口バス停先までの区間のうち、歩道未整備区間の整備	県土整備局
般3	県道701号(大山秦野)の改良について【国県事業推進課】	継続	1 新東名高速道路の建設により分断している区間(バイパス区間)の早期整備 2 中丸沢に架かっている久保橋付近から伊勢原市大山地内の霞橋付近までの未整備区間の早期整備に向けた検討	県土整備局
般4	県道704号(秦野停車場)の改良等について【国県事業推進課】	継続	秦野橋北側交差点から本町四ッ角交差点までの歩道における電線類の地中化に係る整備	県土整備局
般5	河川の整備促進について【国県事業推進課】	継続	1 大根川 (1) 陽橋から大根橋までの区間における堆積した土砂等の撤去や河床掘削 2 室川 (1) 堀田橋から寺井橋までの区間における河川改修 (2) 鶴巻橋から小田急線軌道横断部先までの区間における河床洗掘及び老朽化護岸の補修等 3 金目川 (1) 葛葉川合流部から天王下橋までの区間における護岸整備等 (2) 金目川橋から神奈川病院西側までの区間における護岸整備等 4 四十八瀬川 (1) 甘柿橋から下流における護岸整備等 (2) 甘柿橋から上流(オ戸橋まで)における、親水性のある階段護岸や魚道整備等	県土整備局
般6	金目川の河床浸食防止策について【農業振興課】	継続	護岸の崩壊防止や安定した農業用水の確保のため、金目川の河床浸食防止策の実施及び適正な維持管理	県土整備局
般7	水無川の河床掘削について【防災課】	継続	水無川の富士見大橋から新常盤橋までの区間について、堆積した土砂の撤去及び河床整備 特に、緑風橋と桜橋付近の未実施箇所の早急な対応	県土整備局
般8	急傾斜地崩壊対策事業の促進について【防災課】	継続	1 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所について、崩壊防止事業の早期完了 東田原地区、大椿台地区(東側)、南矢名B地区(北側) 2 新たな急傾斜地崩壊危険区域としての要望箇所について、早期の指定等の必要な対策 大椿台地区(西側)、鶴巻地区(大上)、菖蒲地区、南矢名B地区(南側)、富士見町C地区、曾屋地区(ストリームタウン)	県土整備局
般9	唐沢川の土砂災害防止策の促進について【防災課】	継続	土砂災害警戒区域及び砂防指定地に指定されている唐沢川における砂防堰堤の整備	県土整備局
般10	砂防事業の促進について【国県事業推進課】	継続	砂防指定地における砂防事業の推進等 1 西沢(名古屋) 2 延沢(落合) 3 蛇久保沢(北矢名) 4 東沢(蓑毛)	県土整備局
般11	治山事業の実施について【道路管理課、森林ふれあい課】	継続	1 堀水路について、法面の土砂崩落の危険性が高まっている指定保安林における護岸整備工事などの安全対策の検討等 2 矢坪沢の適正な維持管理	環境農政局

No.	主題【担当課】	区分	概要	要望先
般12	水源環境保全・再生 施策の推進について 【森林ふれあい課、環 境共生課】	継続	令和9年度以降の水源環境保全・再生施策について、これまでの取組で回復した水源環境の維持及び機能を発揮させるため、長期的な視点に基づく施策の推進及び継続した市町村との協議	環境農政局
般13	野生鳥獣対策について 【農業振興課】	継続	(1) ニホンジカ 広域獣害防護柵の全体補修・点検調査や、管理捕獲の推進などの取組に対する所要額の確保 (2) ニホンザル 群れが適正規模となるような有効な管理対策 (3) イノシシ 捕獲許可の権限の見直し、生息状況把握 (4) CSF(豚熱)の感染拡大防止のための捕獲強化 (5) ツキノワグマ 地域の不安を払拭する対策の推進 (6) 山林環境の整備	環境農政局
般14	製品プラスチックの 資源化に係る支援に ついて 【環境資源対策課】	継続	製品プラスチック再資源化に係る市町村の負担軽減及び容器包装プラスチックと同様に製造事業者も負担する仕組みとするよう、国への働きかけ	環境農政局
般15	乗合バスの運転士不足の解消について 【交通住宅課】	継続	乗合バス運転士不足解消のため、公民一体となった運転士育成支援体制の構築 公民連携による民間施設を活用した職業訓練実施に向けた法改正も含めた国への働きかけ	産業労働局
般16	障害福祉における訪問系サービスの市町村超過負担に係る支援について 【障害福祉課】	継続	訪問系サービスに係る介護給付費の国庫負担基準の見直し及び市町村負担軽減策の適用範囲を拡大するための要件緩和に係る国への働きかけ	福祉子どもみらい局
	県道62号(平塚秦野)の改良について 【国県事業推進課】	一時取下げ	秦才橋から下大槻バス停までの歩道整備	県土整備局
	全国育樹祭の開催について 【森林ふれあい課】	取下げ	全国育樹祭の開催において、当市を会場とした事業の実施	環境農政局

令和9年度県の施策等に関する要望活動 日程一覧（令和8年度実施）

1 日程

	要望先等	日 時	場 所
県議調整	神倉県議	7月6日（月）	3 A会議室
	谷県議	午前10時から午前11時30分まで	
	公明党 神奈川県議会議員団	7月16日（木） 午後2時10分から2時40分まで	県平塚 合同庁舎
	自由民主党 神奈川県議会議員団	7月24日（金） 午後1時40分から2時20分まで 事務局調整 5.28	県平塚 合同庁舎
	立憲民主党・かながわクラブ 神奈川県議会議員団	要望書提出のみ	—
	かながわ未来 神奈川県議会議員団	要望書提出のみ	—
	日本維新の会 神奈川県議会議員団	要望書提出のみ（予定）	—
単独	湘南地域県政総合センター 平塚土木事務所	7月27日（月） 午前10時から午前11時30分まで	県平塚 合同庁舎
	県庁（中谷副知事）	8月7日（金） 午後1時30分から午後1時45分まで	県庁
広域	3市3町	8月18日（火） 午後1時30分から午後1時45分まで	県庁
	やまなみ	8月28日（金）（厚木市が代表して提出）	県庁

2 出席者（案）

		県議 調整	政党ヒア	単独		広域	
				平塚土木 湘南センター	県庁	3市3町	やまなみ
1	市長	●	●	●	●	●	—
2	副市長	●	—	—	—	—	—
3	教育長	●	—	—	—	—	—
4	政策部長	●	●	●	●	—	—
5	くらし安心部長	●	—	●	—	—	—
6	福祉部長	●	●	—	●	—	—
7	こども健康部長	●	●	—	—	—	—
8	環境産業部長	●	—	●	—	—	—
9	はだの魅力づくり担当部長	●	●	●	—	—	—
10	都市部長	●	—	—	—	—	—
11	建設部長	●	●	●	●	—	—
12	上下水道局長	●	●	—	●	—	—

令和9年度 県の施策・予算・制度等に関する 要望書（案）



都市像

「水とみどりに育まれ 誰もが輝く 暮らしよい都市^{まち}」

の実現に向けて



秦 野 市

日頃、当市の市政推進に格別の御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

このたび、令和9年度予算の編成に当たり、県の御支援をいただきたい当市の重要施策について、多くの市民、企業、各種団体の声も踏まえた要望書としてまとめました。

いずれも、市民・県民の「いのち」や「暮らし」に直結し、県や関係機関との連携が欠かせない喫緊の課題ばかりです。

今後も、県との連携を一層密にしながら、「いのち輝くかながわ」、「地域で支えあい安全・安心に暮らせるまちづくり」を進めますので、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和8年8月

神奈川県知事 様

秦野市長 高橋昌和

＜ 目 次 ＞

【重点要望事項】

No.	要 望 事 項	ページ	区分	所管部局	当市担当課
1	国道２４６号バイパス（厚木秦野道路）の早期事業化及び全線整備に対する支援について	1	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課 政策部 総合政策課
2	県道７０５号（堀山下秦野停車場）の改良等について	5	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
3	県立秦野戸川公園の整備促進について	9	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課 環境産業部 はだの魅力づくり推進課
4	表丹沢の魅力向上につながる県有施設等の効果的な活用について	13	継続	環境農政局 県土整備局	環境産業部 はだの魅力づくり推進課
5	水道施設の耐震化加速への支援について	17	継続	健康医療局	上下水道局 経営総務課
6	医療体制の整備・充実について	21	継続	健康医療局	こども健康部 健康づくり課
7	福祉施策等に係る人材不足解消に向けた地域区分の見直しについて	25	継続	福祉子どもみらい局	福祉部 高齢介護課 障害福祉課 こども健康部 保育こども園課
8	障害者の就労支援等について	29	<u>一部 新規</u>	福祉子どもみらい局 産業労働局	福祉部 障害福祉課

【一般要望事項】

No.	要 望 事 項	ページ	区分	所管部局	当市担当課
1	県道 7 0 号（秦野清川）の改良について	33	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
2	県道 6 1 3 号（曾屋鶴巻）の改良について	35	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
3	県道 7 0 1 号（大山秦野）の改良について	39	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
4	県道 7 0 4 号（秦野停車場）の改良等について	43	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
5	河川の整備促進について	45	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
6	金目川の河床浸食防止策について	53	継続	県土整備局	環境産業部 農業振興課
7	水無川の河床掘削について	57	継続	県土整備局	くらし安心部 防災課
8	急傾斜地崩壊対策事業の促進について	59	継続	県土整備局	くらし安心部 防災課
9	唐沢川の土砂災害防止策の促進について	67	継続	県土整備局	くらし安心部 防災課
10	砂防事業の促進について	69	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
11	治山事業の実施について	75	継続	環境農政局	建設部 道路管理課 環境産業部 森林ふれあい課
12	水源環境保全・再生施策の推進について	79	継続	環境農政局	環境産業部 森林ふれあい課 環境共生課
13	野生鳥獣対策について	81	継続	環境農政局	環境産業部 農業振興課

No.	要 望 事 項	ページ	区分	所管部局	当市担当課
14	製品プラスチックの資源化に係る支援について	85	継続	環境農政局	環境産業部 環境資源対策課
15	乗合バスの運転士不足の解消について	87	継続	産業労働局	都市部 交通住宅課
16	障害福祉における訪問系サービスの市町村超過負担に係る支援について	89	継続	福祉子どもみらい局	福祉部 障害福祉課

※ 一部新規の要望事項は、本文中_____（下線）で表示しています。

要望事項

国道246号バイパスの当市区間（10.6km）について、未事業化区間の早期事業化、事業化区間については有料道路事業など、様々な整備手法の検討を踏まえた早期整備が図られるよう、国への働きかけに県の積極的な支援をお願いします。

また、渋沢IC（仮称）へのアクセス道路（都市計画道路渋沢小原線）について、本線の事業化を見据え、早期事業化をお願いします。

現状

（1）国道246号バイパスは、交通渋滞の緩和、沿道生活環境の改善等の役割を担い、平成8年6月に全線が都市計画決定（計画延長29.1km）されました。厚木市、伊勢原市及び当市の一部の区間は、既に事業化されていますが、未だ当市区間の一部（秦野中井IC～秦野西IC（仮称））を含む計画区間の全線事業化は図られていません。

（2）令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、北陸地方が甚大な被害を受け、当市においても首都直下型地震など、大規模地震発生の切迫性が高まっているとともに、気候変動により豪雨災害が激甚化・頻発化しています。令和6年台風第10号に伴う豪雨では、国道246号新善波トンネル坑口付近の法面が崩落し、県央地区と県西地区を結ぶ東西間の交通軸が分断されました。その間、一時的に東名高速道路及び新東名高速道路も雨量等による通行規制を行っていたこともあり、当市内の道路網が交通麻痺に陥り、地域の物流、経済活動は多大な影響を受けました。

これらのことから、災害に強い道路ネットワークを構築するため、既存の道路ネットワークと結節する国道246号バイパスの重要性がより一層増しています。

（3）県西部の市町（中井町、大井町、松田町及び当市）で構成する「一市三町広域行政推進協議会」では、令和2年度に国道246号バイパス周辺の広域交通ネットワークや土地利用等のあり方を検討し、報告書として取りまとめています。

【重点要望事項】

令和 6 年度からは、更なる検討を進めるため、同協議会で「国道 246 号バイパス周辺土地利用検討専門部会」を立ち上げ、令和 7 年度に「厚木秦野道路（国道 246 号バイパス）周辺土地利用ビジョン」を策定しました。

さらに、当市においても、令和 6 年度から、組織体制の強化のため、渋沢丘陵周辺土地利用計画担当を設置し、令和 8 年度に策定した「渋沢丘陵周辺土地利用構想」により、渋沢 IC（仮称）周辺の道路網を含む土地利用の検討を進めています。

また、令和 5 年度に認可された秦野中井インターチェンジ南土地区画整理事業では、未事業化区間が事業化された際に必要となる用地をあらかじめ区域内に確保するとともに、令和 6 年度からは、事業化された際の用地の取得が円滑に進むよう、当市において、未事業化区間周辺の地籍調査を実施しています。

（４）国道 246 号から渋沢 IC（仮称）に至る唯一のアクセス道路である都市計画道路渋沢小原線は、平成 18 年 6 月に県事業として整備する旨を文書にて回答いただき、令和 7 年度末の「かながわのみちづくり計画」の改訂では、「事業化検討箇所」に位置付けられています。

令和 4 年度からは、県市で連携して意見交換を行い、課題の整理を進めており、課題解決が図られた際は、地域住民への積極的な事業周知や用地交渉の支援など事業に協力してまいります。

効果

東名高速道路、新東名高速道路及び圏央道と連結し、一体の広域交通ネットワークとなる国道 246 号バイパスは、県央・県西部の新たな東西交通軸として、現国道の渋滞緩和をはじめ、沿線都市の経済活性化や地域交流の促進を図るうえで、重要な役割を果たします。

（１）当市の未事業化区間 8.1 km の中央部に計画されている渋沢 IC（仮称）は、当市製造業の約 9 割が集積する 3 箇所の工業団地（曽屋原、堀山下、平沢）に近接しているため、広域交通ネットワークがつながることにより、企業活動の効率性を高め、生産性の向上、既存企業の事業拡大や新たな企業立地・雇用の創出など、更なる地域経済の発展に寄与します。

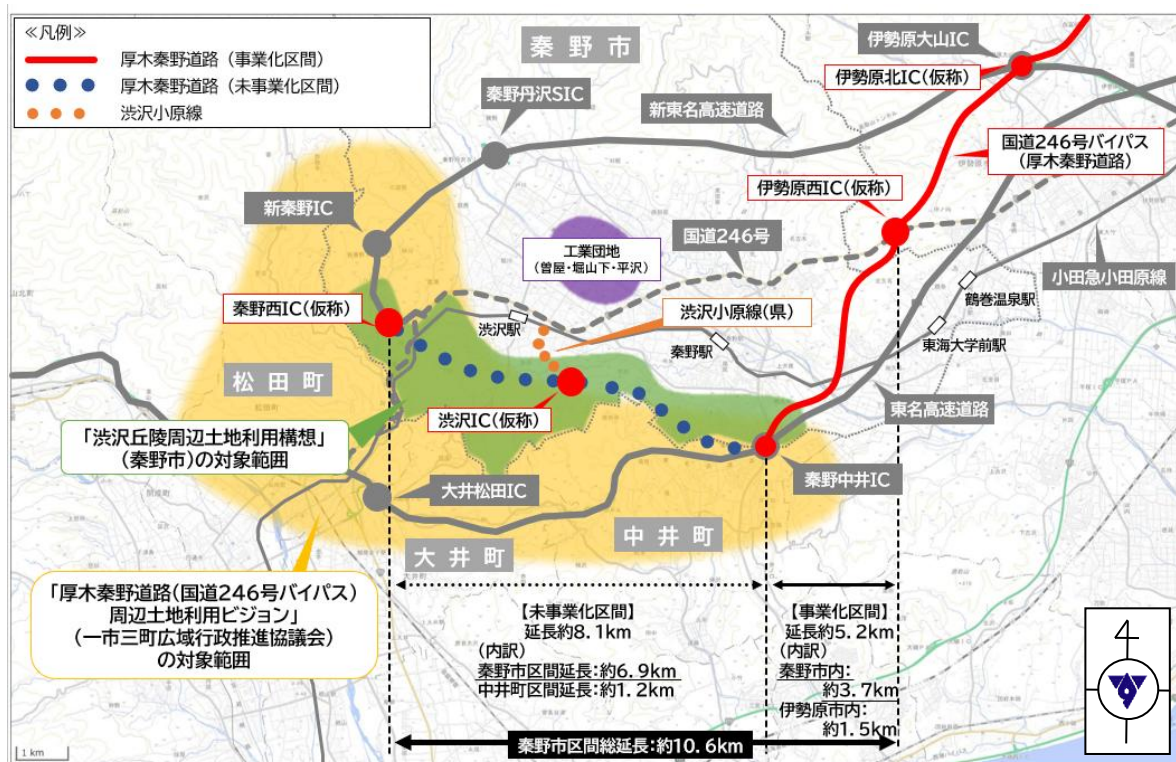
【重点要望事項】

(2) 首都圏では、首都直下型地震などの大規模な災害発生の切迫性が高まっていることから、既存の高速道路ネットワークと結節することができる国道246号バイパスは、救援物資等の輸送や復旧活動を支える効果的な道路となります。

要望先

県土整備局道路部道路企画課

要望箇所図



【重点要望事項】

要望事項

秦野駅前通り道路の整備に当たり、第2工区及び交差点工区における用地の取得及び道路拡幅等工事に係る事業の計画的な推進をお願いします。併せて、全線供用時における、歩行者の安全確保に係る安全対策の実施をお願いします。

また、第1工区及び第2工区における道路空間の利活用について、当市にて進めている、県道705号を含めた秦野駅北口周辺のにぎわい創造のためのまちづくりに係る事業への協力をお願いします。

現状

(1) 当該区間の道路整備事業等については、平成22年度から事業に必要な用地の取得等に着手していただいております。令和3年度には、全線供用目標時期を令和8年度と示していただきました。

全線供用に向けて、第1工区については、用地の取得及び仮舗装等の道路整備に係る工事が概ね完了し、第2工区については、用地の取得を終えている箇所から、電線類の地中化に必要な電線共同溝に係る工事を実施していただいておりますが、用地交渉が難航している箇所があるため、県市での連携が必要です。

また、交差点工区についても、用地の取得を順次進めていただいております。令和8年度から本格的な工事の実施が予定されています。

市事業区間である市道25号線の道路改良については、令和6年度から順次用地の取得を進めており、令和8年度から本格的な工事を実施する予定であることから、引き続き、県市で連携した事業の更なる前進が必要です。

(2) 道路整備事業が着実に推進され、全線供用が開始される際は、まほろば大橋北側交差点から片町通り交差点までの区間において、車両が対面通行となるため、当該区間の交通事情が変化します。

当該区間は、秦野駅北口周辺に位置していることから、地域住民等にとって重要なアクセス道路であり、地元中学校の通学路でもあります。

【重点要望事項】

また、当市では、周辺地域のにぎわい創造の推進に取り組んでいることから、今後、当該区間の更なる人流の増加が予想されます。

特に、ひがしみち交差点は、車両及び歩行者交通量が集中する可能性があり、交通事故の防止や歩行者の安全確保が必要であることから、信号機設置を含めた安全対策の実施に係る関係機関への働きかけなど、県市で連携した取組が必要です。

(3) 当市では、重点施策の一つとして、小田急線4駅周辺の地域特性や魅力を生かした、にぎわい創造の推進に取り組んでおり、県道705号は、当市の玄関口である秦野駅の北口を起点とした重要な道路と位置付けています。

県道705号の道路整備事業を秦野駅周辺市街地の活性化の契機とし、令和4年度から地元事業者や地域住民等で構成する懇話会と、学識者や企業から推薦された委員等で構成する協議会を設置し、それぞれ当市が事務局を担うことで、駅周辺のにぎわい創造に係る取組を公民で連携して行っています。

そのような中で、県道705号沿いを含めた秦野駅北口周辺の地域資源やこれまでの地域活動等の蓄積を生かしながら、これまで以上に公民で連携して取り組んでいくための指針として、令和5年11月に「秦野駅北口周辺まちづくりビジョン」を策定し、この実行計画として策定した「秦野市中心市街地活性化基本計画」について、令和7年3月に内閣総理大臣から認定を受けました。

現在、ビジョンや計画に基づく秦野駅北口周辺のにぎわい創造に係る取組を公民連携にて進めており、主要事業として、県道705号の周辺地域における事業活動の核づくりや、にぎわいの中核となる多世代交流施設の整備に向けて「秦野市多世代交流施設整備基本構想」を策定し、順次用地取得などを進めています。

これらを踏まえ、県では、魅力ある歩道整備に向けたデザイン舗装などの実施を決めていただくなど、道路管理者として当市事業への協力をいただいているところですが、引き続き、道路空間の利活用などについて、より一層の協力及び支援が必要です。

【重点要望事項】

効果

用地取得や道路拡幅工事等の計画的な事業の推進及び県道 7 0 5 号の道路空間の利活用を図ることで、将来的に安全・安心で快適な道路空間が実現し、街中への回遊性の向上、人をまちに呼び込む事業所等の増加につながり、街歩きによるにぎわいの創造、生活と産業が調和した活力あるまちづくりにつながります。

要望先

平塚土木事務所

【重点要望事項】



要望事項

県立秦野戸川公園について、当市の「表丹沢魅力づくり構想」の実現及び新東名高速道路の全線開通を見据え、地域の観光資源としての更なる魅力向上に向けて、未整備区域を含めた公園の一体的な整備をお願いします。

現状

(1) 県立秦野戸川公園（以下「戸川公園」）は、平成3年度に都市計画決定（50.7ha）され、平成6年度から整備が開始されています。平成9年度に一部開設されて以降、順次開設区域を広げ、現在の開設区域は36.1haとなっている一方で、白泉寺付近の未開設区域をはじめとした、14.6haの未整備区域が残されています。

(2) 戸川公園は、丹沢登山の拠点としてにぎわい、丹沢の雄大で豊かな自然環境を背景に、丹沢山麓と水無川の緑と水が連続した景観を有している公園としてニーズが高く、そのような環境を生かした多様なレクリエーション機能を有しています。

また、戸川公園内には、「県立山岳スポーツセンター」及び「はだの丹沢クライミングパーク」を合わせた国内屈指のスポーツクライミングの拠点があることから、県が進めている地域観光とスポーツを掛け合わせるスポーツツーリズムの推進にもつながる施設であり、県と連携して戸川公園の魅力の向上に努めています。

さらに、令和4年4月に新東名高速道路の新秦野IC及び秦野丹沢スマートICの供用が開始され、令和10年度以降には、全線開通が予定されていることから、首都圏や中部圏からのアクセスが向上し、来訪者の更なる増加が見込まれます。

(3) 当市では、令和2年度に「表丹沢魅力づくり構想」を策定し、「都心から近い山岳・里山アクティビティの聖地」として、表丹沢（OMOTAN）のブランディングを図るとともに、より一層親しみやすい場所とする取組を進めるため、来訪者が自分に合った楽しみ方を見つけ

【重点要望事項】

られる場所として、戸川公園を主な交流発信拠点施設として位置付けています。

また、未整備区域周辺の狭あい道路について、車両走行に十分な幅員を確保するための道路拡幅工事が令和6年度に完成しています。

県においても、新東名高速道路の全線開通の見込みや当市による地域活性化に向けた取組、県市による意見交換を踏まえ、公園全体の整備を進めるため、令和6年度末に、未整備区域の位置付けを「アウトドア・アクティビティ&リラクゼーションエリア」に一新するなどとした公園基本計画に改定しました。

現在、暫定整備として、鬱蒼としている草木の伐採や土地の造成工事などを行い、今後は、具体的な施設内容を検討するための公園利用者を対象とした社会実験など、未整備区域に関する取組が本格化していくことから、戸川公園をはじめとした表丹沢地域の魅力向上が期待されます。

(4) これらを踏まえ、戸川公園全体の魅力向上のためには、周辺エリアとのアクセス性をより良くすることが必要であり、隣接する「ヒーリング&リプロダクションエリア」や「コンペティション&フィットネスエリア」との連続性はもちろん、広大な公園敷地内を円滑に移動できるよう、次世代交通システムなどの移動手段を新たに整備することで、利用者にとってより満足度の高い公園利用が期待できます。

また、「ヒーリング&リプロダクションエリア」にある「森の自然観察ゾーン」は広大であることから、未整備区域と一体的に整備することで、来訪者の更なる増加が見込まれるとともに、広大な当該エリアをより楽しむことができます。

効果

新東名高速道路の全線開通が令和10年度以降に予定されていることから、今後、更なる戸川公園へのアクセスの向上、観光客の増加が見込まれる中、表丹沢をはじめとした丹沢山系の登山の拠点及び、当市を中心とした県西部や県央やまなみ地域の観光拠点として、更なる観光・地域振興に寄与します。

また、コロナ禍を契機に、自然豊かな地方への移住に関心が集まっており、中でも、近隣に自然公園があることがより重視されるようになって

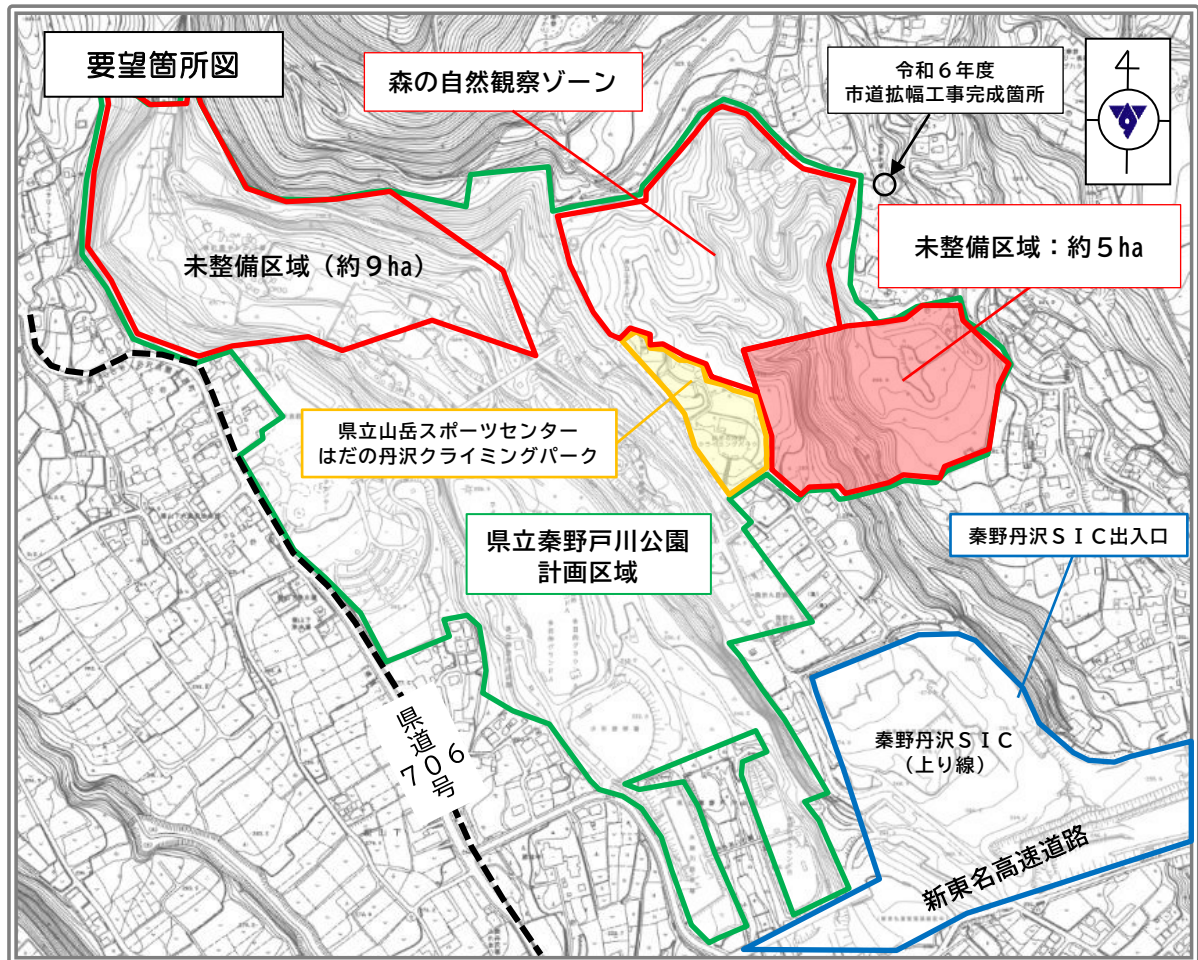
【重点要望事項】

ています。戸川公園の魅力向上は、県西部や県央やまなみ地域への更なる移住促進、地方創生にもつながります。

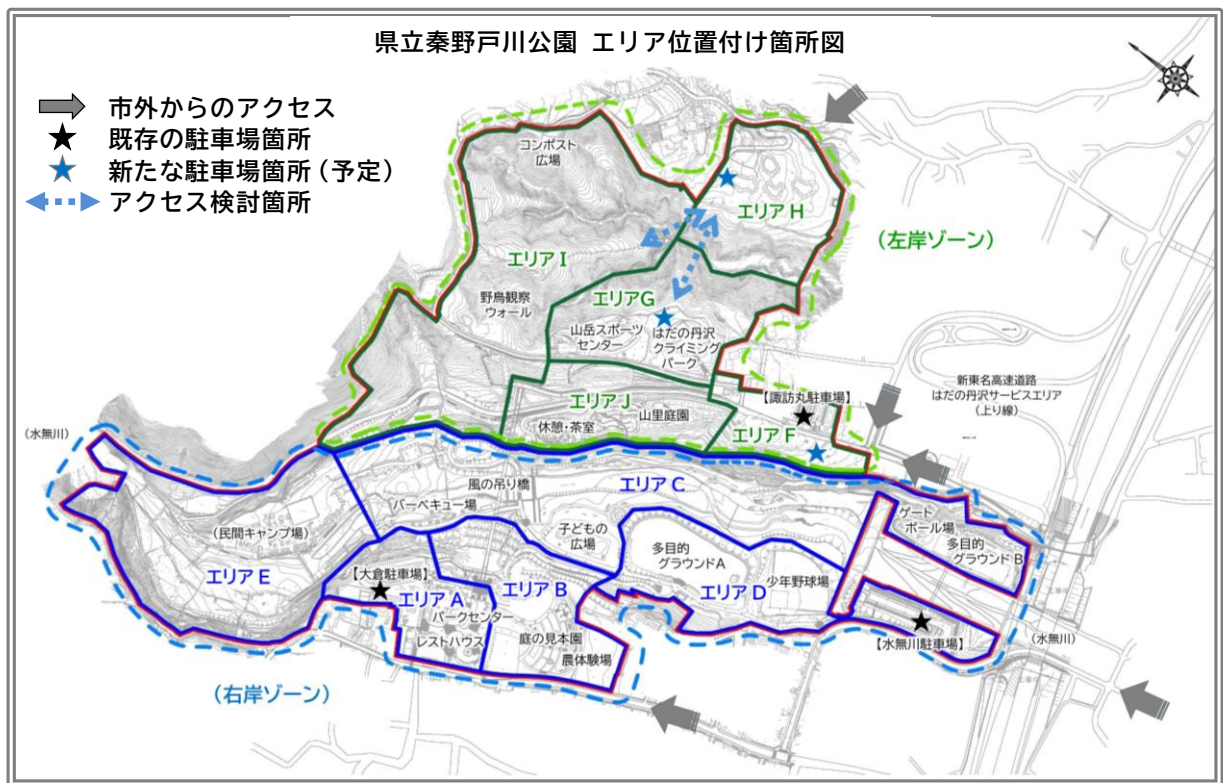
要望先

県土整備局都市部都市公園課

平塚土木事務所



【重点要望事項】



エリア名	テーマ	概要	エリア名	テーマ	概要
エリアA (約 2ha)	ウエルカムゲート	公園右岸側のアクセス・情報発信・管理・防災拠点、表丹沢の登山拠点	エリアF (約 3ha)	ウエルカムゲート	公園左岸側のアクセス・情報発信拠点
エリアB (約 4ha)	フラワー &ファーム	季節毎の花修景や農の風景による魅力創出	エリアG (約 5ha)	コンペティション &フィットネス	クライミングの普及啓発・賑わい創出拠点
エリアC (約 8ha)	ファミリー &レクリエーション	家族連れで楽しめるアクティビティの提供	エリアH (約 3ha)	アウトドア・アクティビティ &リラクゼーション	開放感とくつろぎの場の提供・団体利用
エリアD (約 4ha)	スポーツ &レクリエーション	団体スポーツアクティビティの提供・防災拠点	エリアI (約 12ha)	ヒーリング &リプロダクション	癒しや安らぎによる再生、里山林の保全、防災機能
エリアE (約 7ha)	リバーサイドキャンプ	自然に包まれた滞在拠点 (主要施設は民設民営)	エリアJ (約 3ha)	カルチャー &アート	和の味わい・創造・ひらめきの場の提供

※県立秦野戸川公園基本計画から抜粋

要望事項

表丹沢の更なる魅力向上と、「表丹沢魅力づくり構想」の実現のため、県有施設等の効果的な活用及び当市施策との連携をお願いします。

- (1) 表丹沢県民の森の魅力向上につながる維持管理及び整備等の促進
- (2) 表丹沢の魅力向上につながる県営林道等の活用
- (3) 駐車場不足の解消など、ヤビツ峠の快適な環境の実現に向けた効果的な対応策
- (4) 県有施設の価値向上につながる電気自動車用充電設備の導入

現状

当市では、市民団体や民間事業者、国・県及び隣接する市町村と連携しながら、表丹沢の資源を磨き、つなげ、そして、新たに触れる機会を増やすことで、市民の地域への愛着や誇りを高めるとともに、地域活性化にもつながる「表丹沢魅力づくり構想」の実現に取り組んでいます。

さらに、菜の花台園地やヤビツ峠など、県道70号沿いに点在する資源を有効活用するため、「ヤビツ峠・蓑毛周辺魅力向上計画」を策定し、県や地域団体、関係事業者等と連携しながら、計画の推進に取り組んでいます。

(1) 表丹沢県民の森は、あずまや、芝生広場、散策路等が整備されていますが、開設から50年以上が経過し、施設の老朽化が見受けられます。また、施設へのアクセスに利用される林道については、一般車両による通行が原則禁止されていることから、一般車両の通行を可能とする早期の体制づくりや駐車スペースの整備が必要です。

さらに、「かながわ水源環境保全・再生基本計画」では、水源地域と都市部住民との交流事業の実施や、県民参加の機会の創出等に取り組むとされているため、表丹沢県民の森をこれらの取組に

【重点要望事項】

活用することで、水源環境の維持や公益的機能の発揮につながる、より充実した計画の推進が図られます。

(2) 表丹沢には、様々な役割に応じた道が数多く整備されており、拠点施設や観光スポットをつなげることで、更なる魅力の向上と回遊性を高める活用に取り組んでいます。

令和3年度には、県、当市、当市森林組合による林道活用に関する検討会を立ち上げ、表丹沢林道における自転車関連イベントの開催条件等を策定しました。

市営林道や森林組合林道については、森林セラピーや、森林組合による伐採現場見学ツアー等のほか、民間企業やNPO法人等によるマウンテンバイクイベント等で活用がされており、今後、表丹沢林道以外の県営林道についても、林業や森林整備に伴う工事等、林道が担う目的に支障がない範囲において、地域資源の魅力向上や交流促進につながるよう、一層の利活用が求められています。

(3) ヤビツ峠は、表丹沢の代表的な登山道である表尾根縦走コースや大山登山道の入口であるとともに、ドライブやサイクリングの休憩施設として、市内外から多くの来訪者に利用されています。

令和6年5月には、公衆トイレを改修いただき、来訪者の快適性の向上が図られています。

一方で、ハイカーの主要な交通手段である公共交通機関（バス）が減便されており、駐車場の拡充などの利便性の確保が求められています。

(4) 県立秦野戸川公園、ヤビツ峠については、新東名高速道路の全線開通により、自動車による来訪者の更なる増加が見込まれます。

国においては、2050年の脱炭素社会の実現を目指し、2030年までに30万口という電気自動車用充電器の設置目標を掲げているほか、県においても、令和6年3月に改訂された「神奈川県地球温暖化対策計画」において、電気自動車用充電設備の適正設置に取り組むべき施策として位置付けています。

【重点要望事項】

当市では、「秦野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、令和7年度末時点で、市内公共施設（16施設）に電気自動車用充電設備を設置しています。

国、県、市の取組を踏まえ、表丹沢の県有施設への移動手段として「電気自動車」の利用が増加していくことが予想される中、脱炭素社会の構築に向けたより一層の対応が課題となっています。

このように、県有施設の更なる魅力の向上と脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させるため、電気自動車による移動の不安を解消し、優れた地域資源である自然環境の保全につながる環境配慮型行動の促進に向けた電気自動車用充電設備の設置が求められています。

効果

新東名高速道路開通による新たな人の流れを捉えるとともに、2度、3度と訪れたくなる魅力を創出することで、表丹沢を中心とした県西部の地域活性化と、当市の持続可能なまちづくりの実現につながります。

要望先

環境農政局緑政部自然環境保全課、森林再生課、
湘南地域県政総合センター企画調整部企画調整課、
自然環境保全センター森林再生部県有林経営課、
平塚土木事務所道路都市課、環境農政局脱炭素戦略本部室

要望箇所図（表丹沢魅力づくり構想資源マップ）



要望事項

水道施設の耐震化加速を喫緊の課題として捉えている中、地震等の災害時における被害を最小限に抑え、断水時における給水を安定して行うとともに、県水給水区域と同程度の耐震化を早期に達成できるよう、県水受水費用の基本料金算定における責任水量と実際の分水量の間の乖離相当額が経営を圧迫している状況を踏まえ、国への財政支援の拡充に向けた働きかけに加え、県単独の新たな支援制度の創設などの財政支援策について、早急な検討をお願いします。

現状

(1) 当市では、基幹管路の耐震化を最重要課題と位置付け、計画的に進めていますが、令和6年度末現在、耐震化率は55.9%と県水給水区域の72.3%に比べて、低い状況にあります。

耐震化には多額の事業費を要しますが、水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少等による水需要の減少に加え、資材等の物価や賃金等労務単価の上昇、また、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大により、非常に厳しい状況にあります。

さらに、当市の水道事業は、秦野盆地の地下に蓄えられた豊富な地下水を水源として利用していることが最大の特徴であり、小規模とはいえ、多くの施設を有し、維持管理等にも多額の費用を要しています。

厳しい経営環境の中、令和5年10月に料金改定を行っていますが、今後も必要な投資が可能となるよう、事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和7年度に施設整備計画及び財政計画における後期(R8～R12)の見直しを実施したところです。

また、都市像である「水とみどりに育まれ 誰もが輝く 暮らしよい都市(まち)」を目指してまちづくりを進める中、地下水は市民共有の財産として保全等に努め、当市の魅力ある資源の一つとして利活用しています。また、令和6年1月1日に発生した能登半島地震を機に、水道施設の耐震化に関心が高まる中、耐震化を加速する

【重点要望事項】

ための水道料金の大幅な引上げは、市民にとって大きな負担となるとともに、国庫補助金の活用も資本単価等の採択要件により難しく、他の支援制度も確認できないため、その財源確保が困難な状況にあります。

(2) 当市の水道事業は、地下水を主な水源としていますが、県企業庁から県水を購入して、朝夕のピーク時等に不足する水量を補っています。

「神奈川県県営水道が秦野市市営水道に分水することについての基本協定書」に定められている当市の最大受水量（責任水量）は42,900 m³/日となっていますが、令和7年度の最大分水量は、約15,200 m³/日と、大きな乖離が生じています。

その県水受水費用は約5億円と、当市水道事業会計における収益的支出の約2割を占めるとともに、費用の約9割が基本料金となっています。

この基本料金は、ダム建設に要した経費の回収に係るものであり、そのために借り入れた開発企業債の償還終了年度は、令和13年度となっています。県水を利用する県内の各事業体が将来予測に基づき要望した最大受水量（責任水量）に応じた費用であるため、実際の分水量が責任水量より少ない場合でも、責任水量分の基本料金を支払う必要があることは十分承知していますが、分水量の減少が続く中、県水受水費の負担は経営上、大きな課題となっています。

なお、責任水量を実際の分水量と同量として基本料金を試算すると、約2億1,000万円となり、実際の基本料金と約2億1,000万円の乖離額が生じています。

(3) 分水量が減少傾向にある一方、災害時において、主要水源である地下水の取水と配水ができなくなった場合、県水はバックアップ水源として非常に重要な水源になると考えていますが、当市の基幹管路の耐震化率は県水給水区域を下回っていることから、災害発生時に安定して県水を受水することができないことが想定されます。

令和6年3月に設置された「上下水道地震対策検討委員会（国土交通省）」において、能登半島地震では、耐震化未実施であった基幹施設等に被害が生じたことで、広範囲での断水が発生するとともに、

【重点要望事項】

復旧の長期化を生じさせたこと、また、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向けて、上下水道の地震対策を強化・加速化するため、関係者一丸となって取組を推進すべきとの最終取りまとめが公表されています。

さらに、令和6年8月には、気象庁から初の「南海トラフ地震臨時情報」が発表されている中、県西部を震源とする最大震度5弱の地震が発生しており、首都直下型地震など、大規模地震発生の切迫性が高まっている中において、耐震化の加速は喫緊の課題と捉えています。

災害発生時には、県内他市町村の住民を含む給水契約者以外の水道水の利用も想定されるため、水道施設の耐震化については、事業体の規模により左右されない防災震災対策の一つとして、国や県が政策的に推進すべき取組と考えています。

地震が頻発している状況を踏まえ、市内給水人口の約7割に対して水道水を供給している幹線管路（県水送水ルート）を中心に耐震化を加速させ、県水の受水による給水を安定して行うとともに、避難所等に給水する重要な配水管路をはじめ、他の管路等水道施設の耐震化を加速させる必要があります。

効果

大規模災害時における県水受水施設を含む水道施設への被害が極力抑えられ、当市のバックアップ水源である県水を安定的に給水することができるなど、断水の早期解消が図られます。

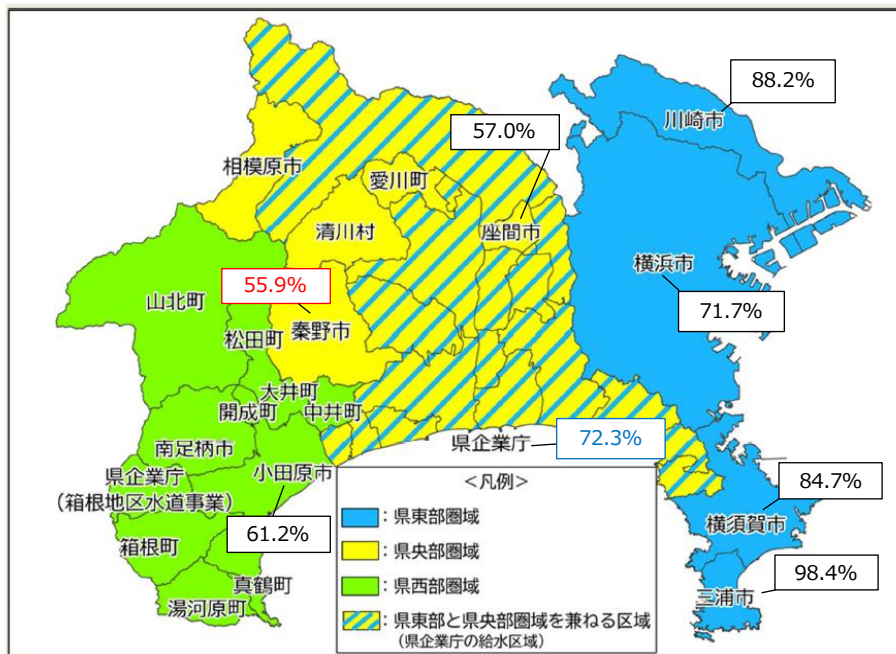
また、重要給水施設配水管路の耐震化を加速することが可能となり、「神奈川県水道ビジョン」において、応急給水や応急復旧の緊急性等から必要とされている、災害拠点病院や広域避難場所等へ供給する配水管の耐震化に向けた取組の推進に寄与します。

なお、喫緊の課題である基幹管路の耐震化については、令和7年度に見直した施設整備計画において、終期となる令和12年度の耐震化率の目標値を61.9%から71.5%へ引き上げましたが、その財源は、財政計画において料金改定率や企業債借入額を見直すことにより対応しました。

要望先

健康医療局生活衛生部生活衛生課

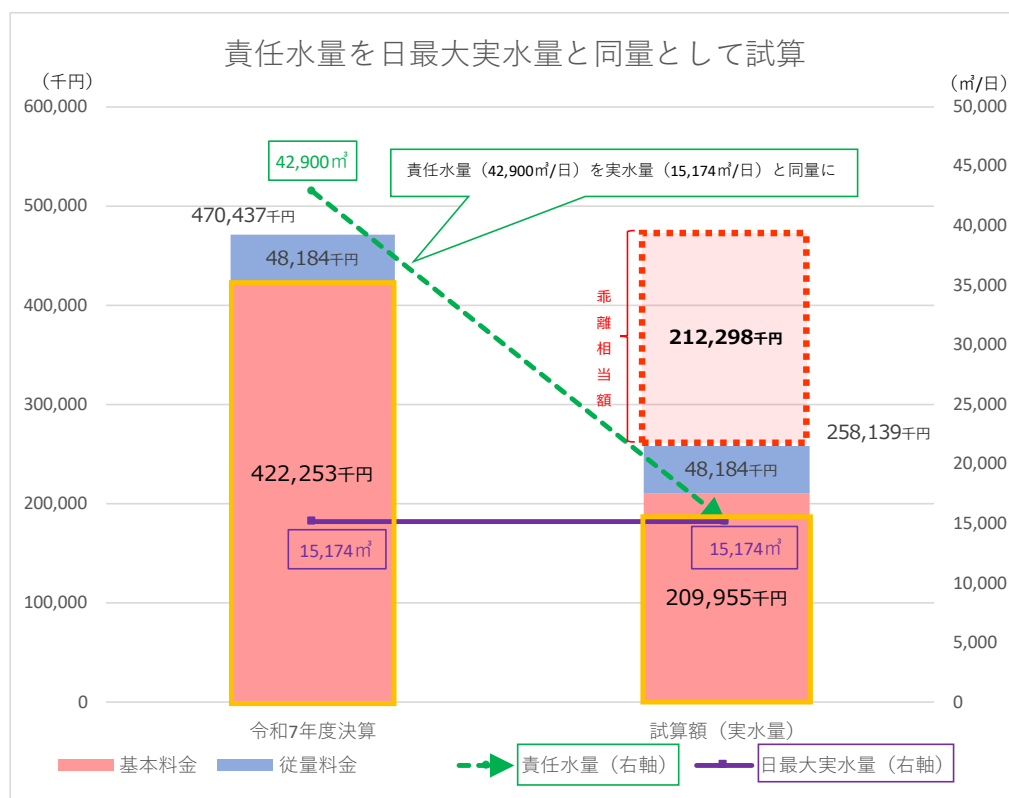
1 主な県内の耐震化率（基幹管路）



※ 「神奈川県水道広域化推進プラン」の広域化検討圏域図を基に作成

※ 耐震化率については「令和6年度神奈川県の水道」より

2 県水受水費用の令和7年度決算額と乖離相当額



要望事項

市民が安心して医療を受けることができるよう、地域医療の連携体制の強化について、次の事項を要望します。

- (1) 救急医療体制を強化するため、令和9年度以降の県内医科大学における地域枠の維持及び定員の拡充や、医師・看護師の修学資金の拡充など、地域の実情を踏まえた医師の地域偏在と診療科偏在の是正並びに医師及び看護師の人材確保対策の推進
- (2) 既存の休日夜間急患診療所の運営や整備、二次救急診療事業（小児科、内科及び外科）の輪番に対する補助金の拡充や創設など、総合的な救急医療体制の整備に係る財政支援の充実

現状

- (1) 「第8次神奈川県保健医療計画（令和6年度～令和11年度）」では、当市が属する二次保健医療圏（湘南西部地域）は医師多数の区域とされ、また、小児医療圏（秦野・伊勢原圏域）においても、小児科医師偏在指標は県全体の数値を上回っています。しかし、これは域内に大学病院が所在することに起因するものであり、地域医療の実情とは異なっています。

当市では、現時点において、医師及び看護師の確保が十分に図られていないことから、二次救急体制については、内科・外科において市内3病院による輪番制が円滑に運用できておらず、さらに小児科では、医師不足により輪番制自体が成立せず、市外の1病院が担っている状況となっています。

このような中、県では、医療資源集約化の観点から、県内の小児医療圏を現行の14医療圏から8医療圏に集約することについて、令和12年度を始期とする「第9次神奈川県保健医療計画」での位置付けを検討されており、当市が属する小児医療圏は、現在の秦野・伊勢原圏域から区域が拡大され、平塚・中郡を含めた湘南西部地域に変更される見込みであり、更なる状況の悪化も懸念されるところです。

一方、県では、救急科や小児科等の医師不足を解消するため、県内の4医科大学に地域枠を設定し、入学定員の拡大、制度延長に向けた国への働きかけなどに取り組んでいただいております。令和元年度末までの措置であった当該制度は、これまで毎年度の延長につながっています。

しかしながら、この地域枠医師は、医師の確保を特に図るべき地域へ4年間配置する制度であるものの、当市には十分な医師の配置がなされていません。

このようなことから、地域枠の維持に加え、入学定員の拡充により、地域の病院へ配置すべき医師数を確保することで、当市の二次救急医療を担う病院へ医師を配置することが望まれます。

加えて、就学資金貸付制度については、神奈川県は、栃木県、茨城県、千葉県などに比べて低く、首都圏内で地域差が生じているため、人材確保に向けては制度の拡充が必要です。

また、看護師については、人口10万人に対する看護師数において、神奈川県は全国で最も少ない状況であり、さらに、離職率も全国平均を上回っています。なお、湘南西部地域は、県平均を上回っていますが、医師と同様に、域内に大学病院が所在することに起因するものであり、地域医療の実情とは異なっています。

当市の二次救急医療を担う病院では、離職等により慢性的な看護師不足の状況にあり、高齢化の進行に伴い、今後更に増大する医療ニーズに対応するためには、安定的な看護師の確保が必要です。

このため、修学資金貸付による新規看護師の養成に加え、復職支援、離職防止等を目的とした勤務環境改善の支援など、地域の実情に沿った定着を促す抜本的な対策が必要です。

(2) 当市における救急搬送者数の増加に伴い、初期救急医療としての休日夜間急患診療所、二次救急及び三次救急医療の総合的な救急医療体制の整備・充実、その救急医療体制を支える地域医療との連携強化の必要性がより一層高まっています。

しかしながら、初期救急及び二次救急に対する県による財政措置は、小児救急において一部あるものの、その他の内科、外科については、全て市町村の負担となっていることから、当市の財政を圧迫する一因となっています。

【重点要望事項】

また、市内の小児科診療所等からも、市民が安心して医療を受けるためには、身近な場所で一次診療と二次診療の連携が取れる体制整備が必要であるとの意見が示されており、当市では、医師不足の中にあ
りながらも、市民が市内で小児二次救急を受けられるよう、独自の補助制度を創設し、秦野赤十字病院での夜間小児救急に対して支援を行っている状況です。

これら地域の実情に応じた救急医療に対する、県の更なる財政支援により、総合的な救急医療体制を整備、充実する必要があります。

効果

(1) 県による医療従事者の養成・確保体制が強化されることにより、医療圏格差の解消はもとより、働き続けることができる環境の整備等によって、持続可能な地域医療体制の確立につながります。

(2) 県による救急診療に対する補助の拡充により、小児を含む総合的な救急医療体制の整備、充実が進み、患者が病状に応じた適切な治療を身近な地域で受けることができるなど、地域の実情に合わせた安全・安心な救急医療体制の実現が図られます。

要望先

健康医療局保健医療部医療整備・人材課

【重点要望事項】

要望事項

介護、障害、保育等の福祉施策に係る事業者の人材確保等を図るため、地域区分については、令和6年人事院勧告に基づく見直しを早急に行うよう、国への働きかけをお願いします。

また、地域区分の見直しが行われるまでの間、地域間格差や官民格差を解消するための財政的な支援を講じるよう、お願いします。

現状

(1) 介護報酬、障害福祉サービスや子ども・子育て支援新制度の公定価格の算定基準となっている地域区分（地域手当の級地区分）については、地域ごとの人件費の格差を調整するため設定されているものであり、原則として、地域ごとの民間事業者の賃金水準を反映させたものである公務員の地域手当に準拠して設定されています。

(2) 平成26年人事院勧告により地域区分の見直しが行われましたが、生活圏が同一である近隣市は引上げ等の措置がされる中、当市の地域区分は見直し前と同じ6級地（6%）に区分されました。生活圏が同一である近隣市は、5級地（10%）に区分され、当市における介護報酬等の算定上において近隣市との不均衡が生じています。

平成30年度介護報酬改定及び令和元年12月に示された「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」において、地域区分の高い市町村に囲まれている場合には囲んでいる市町村のうち最も近い地域区分まで引き上げるなどの補正ルールが導入され、その後も新たな補正ルールが追加されていますが、その範囲は限定的であり、当市はその適用を受けておりません。

さらに、令和6年人事院勧告では、公務員の地域手当の級地を市町村単位から都道府県単位とする見直し（神奈川県3級地12%）が行われ、現在、県内の多くの市町村が地域手当の水準を引き上げましたが、福祉施策に係る地域区分の見直しについては未だ実施されていません。このことにより、近隣市との不均衡のみならず、当市内の認定

【重点要望事項】

こども園等においても、公立施設と民間施設間の給与水準の不均衡が生じていることから、早急な見直しが必要です。

(3) 地域区分の据え置きによって近隣自治体と不均衡が生じることは、市内の福祉施策に係る事業者の運営や人材の確保に多大な影響を与えるため、結果として、福祉施策全体の質の低下につながるものが危惧されます。

特に、最低賃金が県内同一であるにも関わらず、地域区分に不均衡が生じていることにより、報酬単価が近隣市より低い当市内の介護・障害サービス事業者は相対的に厳しい経営状況に置かれ、地域区分が高い自治体への人材流出などが問題となっています。

仮に、当市の地域区分が6級地(6%)から4級地(12%)に見直しがされた場合、介護報酬は年間約3億5千万円、障害福祉サービス等報酬は年間約1億8千万円、子ども・子育て支援新制度では年間約1億3千万円の増額が見込まれ、事業所の安定運営、人材の確保につながると考えます。

また、令和5年7月に、当市内の全保育所等31施設を対象に行ったアンケート調査において、人材確保が難しい要因として最も多かった回答は「都市部への人材流出」(56.7%)でした。

さらに、令和6年に、市内介護サービス事業所及び保育所等に対して行った人材確保等に関するアンケート調査でも、「求人や人材採用に当たり、近隣市区町村との地域区分(級地)の差による影響を受けていると感じるか」との問いに対して、介護サービス事業所では約6割、保育所等では9割以上から「感じる」という回答がありました。

このように、地域区分の不均衡による影響が伺えることから、福祉人材の確保のため、地域区分の早急な見直し、また、見直しが行われるまでの間、地域間格差や官民格差を解消するための財政的な支援が求められています。

効果

地域区分による不均衡を是正することにより、当市と比べて地域区分が高いことを背景とした、給与水準が高い自治体に所在する事業所へ就労する傾向は改善が図られます。

【重点要望事項】

また、物価水準や生活圏等が同じ地域における事業所運営費の均衡が図られることにより、職員の給与水準に起因する地域間格差がなくなり、事業者が職員の確保を含めて公平で安定的な運営を行うことができます。

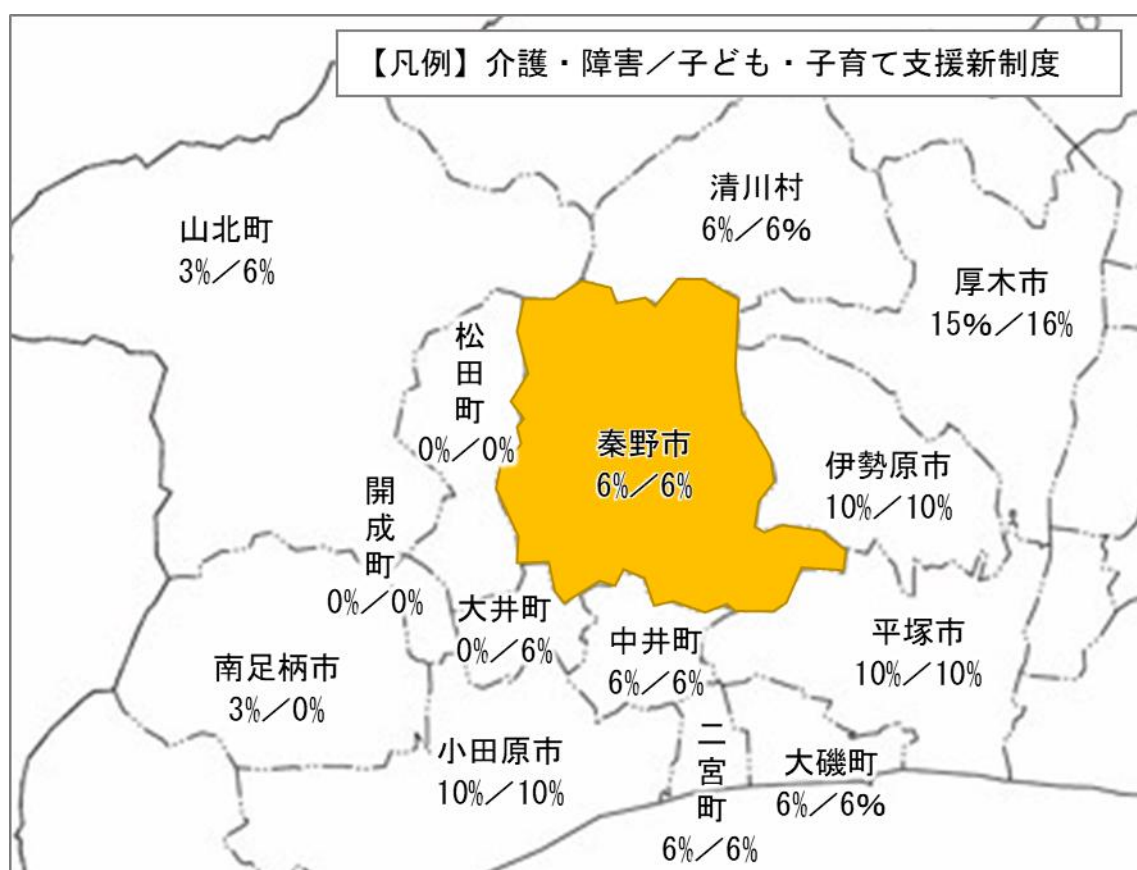
さらに、給与水準の不均衡が解消されることにより、国が進める公的部門における分配機能の強化につながります。

要望先

福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課、障害サービス課、地域福祉課

参考 近隣市町村の地域区分（介護・障害／子ども・子育て支援新制度）



【重点要望事項】

要望事項

障害者の就労支援機能強化のため、「秦野市地域生活支援センター『ぱれっと・はだの』」を「障害者就業・生活支援センター事業」（以下「就業支援センター」という。）に位置付けるよう、お願いします。

また、実現するまでの間、地域生活支援拠点等で実施する就労支援事業を補助対象とするよう、国への働きかけをお願いするとともに、県補助金において、対象事業費に基づく補助基準額の見直しをお願いします。

現状

（１）国は、障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う就業支援センターの設置を推進しており、設置者である都道府県に対し、人口８０万人当たり１箇所の設置を目安とする方針を示しています。

県では、障害保健福祉圏域ごとに１箇所設置するとし、県内８箇所に設置されていますが、「地域共生型社会」の実現のためには、就労支援の充実を図り、障害者の自立を促すことが重要であり、地域の実情、特にハローワーク管轄区域に応じた同一圏域内に複数設置する必要があると考えます。

就業支援センターは、県から指定を受けた社会福祉法人が、国・県・市から助成を受けて運営し、就業支援担当者が常駐してハローワークや障害者職業センターと連携を取りながら就労支援を行っています。

当市が属する湘南西部障害保健福祉圏域の就業支援センターは、平成２０年４月から、社会福祉法人進和学園「サンシティひらつか」が事業を受託していますが、市外にあるため、当市の障害者にとって利便性が悪く、さらに、当市はハローワーク松田の管轄区域内であるため、連携も取りにくく、「ぱれっと・はだの」と比べ、「サンシティひらつか」における当市の利用者は少ない状況となっています。

（２）当市では、施設や病院から地域生活に移行する障害者を支援するため、平成２９年１０月に「ぱれっと・はだの」を整備し、相談支援

【重点要望事項】

事業、就労支援事業及び地域活動支援事業を行っています。

就労支援事業については、定期的にハローワーク等との情報交換や、自立支援協議会等と連携した就労率の向上に取り組んでおり、「ぱれっと・はだの」は、実質的に、就業支援センターと同等の機能を担っているものの、同センターの位置付けがないため、市独自の事業として運営しています。

県では、令和7年度から市町村障害者福祉事業推進補助金の対象事業を拡充していただき、「ぱれっと・はだの」で実施する就労支援事業の一部が対象となりましたが、実施要領において、人口区分により、上限となる補助基準額を定めているため、補助対象となっている就労及びそれに伴う生活に関する相談業務等の就労支援に係る事業費の全額が補助基準額となっておらず、依然として、運営の大部分は、当市独自で行っており、財政を圧迫する一因となっています。

就労支援を必要とする障害者の増加により、市町村の負担がますます重くなることが懸念される中、障害者への支援を維持・充実させるためには、補助基準額の見直しが必要です。

また、令和7年10月から始まった障害福祉サービス「就労選択支援事業」は、「ぱれっと・はだの」においても新たに事業所の指定を受けることとなり、今後、ハローワーク松田の移転が予定される中、市内又は圏域にあるサービス事業所等と連携を強化し、就労意欲のある障害者の就労支援を進める上で、「ぱれっと・はだの」の役割がより一層重要になります。

(3) 障害者の重度化や「親亡き後」を見据え、相談、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの機能を備えた地域生活支援拠点の重要性はますます高まっています。

当事者目線の障害福祉への転換を図るため、令和3年11月に県が発信された「当事者目線の障がい福祉実現宣言」においても、「あなたは自分の住む場所を自分で決めることができます。」とあり、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、就労も含めた様々な支援を切れ目なく提供する仕組みづくりが急務です。

【重点要望事項】

効果

- | |
|--|
| (1) 「ぱれっと・はだの」の就業支援センターへの位置付け、又は補助事業による就労支援事業の拡充により、就労支援体制の強化や就労先の拡大、障害者の自立や地域生活移行の更なる推進が図られます。 |
| (2) 「ぱれっと・はだの」がハローワーク等と連携し県央西部の就業支援センターとしての機能を担うことが可能となり、近接する中井町、松田町の障害者にとっても、サービスを受けられる環境が整備されることにより、利便性向上が図られます。 |
| (3) 複合的な課題や生活上の困難を抱える人への包括的な支援が可能となり、「地域共生型社会」の実現につながります。 |

要望先

産業労働局労働部雇用労政課 福祉子どもみらい局共生推進本部室、障害福祉課、障害サービス課

【重点要望事項】

1 県道70号（秦野清川）の改良について

継続

要望事項

鳥居前バス停から大鳥居付近までの区間について、歩道整備を含む道路改良整備の計画的な事業推進をお願いします。

現状

県道70号（秦野清川）は、当市から清川村につながる県北部への主要な幹線道路です。

ロードバイク等で坂を上るヒルクライムやバイクツーリング、登山客のほか、令和3年3月に、当市が整備した「ヤビツ峠レストハウス」の利用者など、市内外からの多くの来訪者に利用されています。

さらに、当市では、県道70号沿いに点在する資源を有効活用するため、令和5年8月に、「ヤビツ峠・蓑毛周辺魅力向上計画」を策定し、計画に沿った事業を展開していることから、道路利用者の更なる増加が見込まれます。

（1）当区間は、地元小中学校の通学路になっていますが、勾配が急で、自転車等のスピード超過が生じやすいこと、また、見通しが悪い中で、一部区間については、歩道が整備されていない箇所があることから、歩行者の安全確保が課題となっています。

（2）平成29年8月28日に提出された、関係地権者からの歩道整備に関する要望書（事業用地の協力文）を踏まえ、令和5年11月に事業化していただき、周辺自治会をはじめとした地元住民に事業内容を周知された上で、令和6年度に測量調査等に着手され、令和8年度から順次用地買収が進められる予定です。

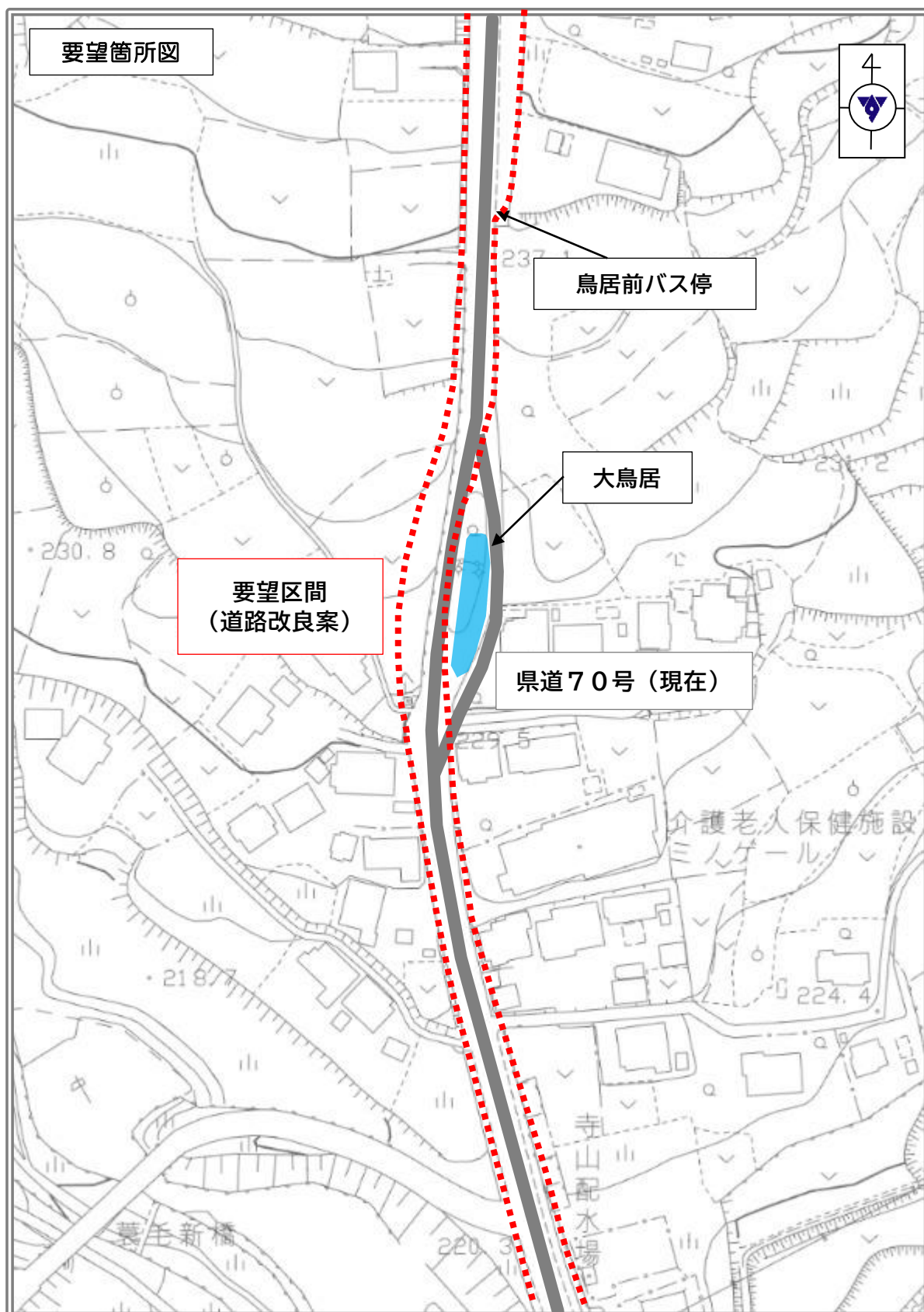
効果

歩道整備及び線形改良により、安全・安心な歩行空間が確保されます。

要望先

平塚土木事務所

【一般要望事項】



要望事項

- 1 落幡バス停付近からサンライフ入口交差点までにおける西側の歩道の暫定整備について、令和10年度の完成目標に向けた、計画的な事業推進をお願いします。
- 2 オヶ分踏切手前から瓜生野入口バス停先までの区間のうち、歩道未整備区間の整備をお願いします。

現状

- 1 落幡バス停付近からサンライフ入口交差点までの区間は、鶴巻温泉駅等を利用する歩行者等が多い道路ですが、歩道がなく危険な状況であることから、令和2年度に事業化していただきました。
令和4年度までに、周辺自治会をはじめとした地域住民に周知された上で、用地測量等を実施していただき、令和6年度から用地の取得が進められており、更なる事業の推進が期待されます。
- 2 オヶ分踏切手前から鳥居松橋西側交差点側までの区間は、地元小中学校の通学路でもあることから、鳥居松橋西側交差点側から順次歩道整備が進められています。
令和5年度には、瓜生野入口バス停付近の歩道の未整備区間（約50m）の歩道整備を、令和7年度には、既存の張出歩道の改修工事を完了していただきました。
令和8年度からは、オヶ分踏切付近までの歩道未整備区間の整備に向けた用地の取得が進められており、引き続き、安全・安心な歩行空間の確保に向けた事業の推進が必要です。

効果

当該道路は、曾屋地内から鶴巻南地内までの当市域の東西方向におけるネットワークを形成する幹線道路であり、沿道付近には小田急小田原線の駅や商業施設、東海大学湘南キャンパスなどがあることから、歩行者や車両が行き交っています。

その大部分は地元小中学校の通学路に指定されており、歩道整備を進めていただくことで、安全・安心な歩行空間が確保されます。

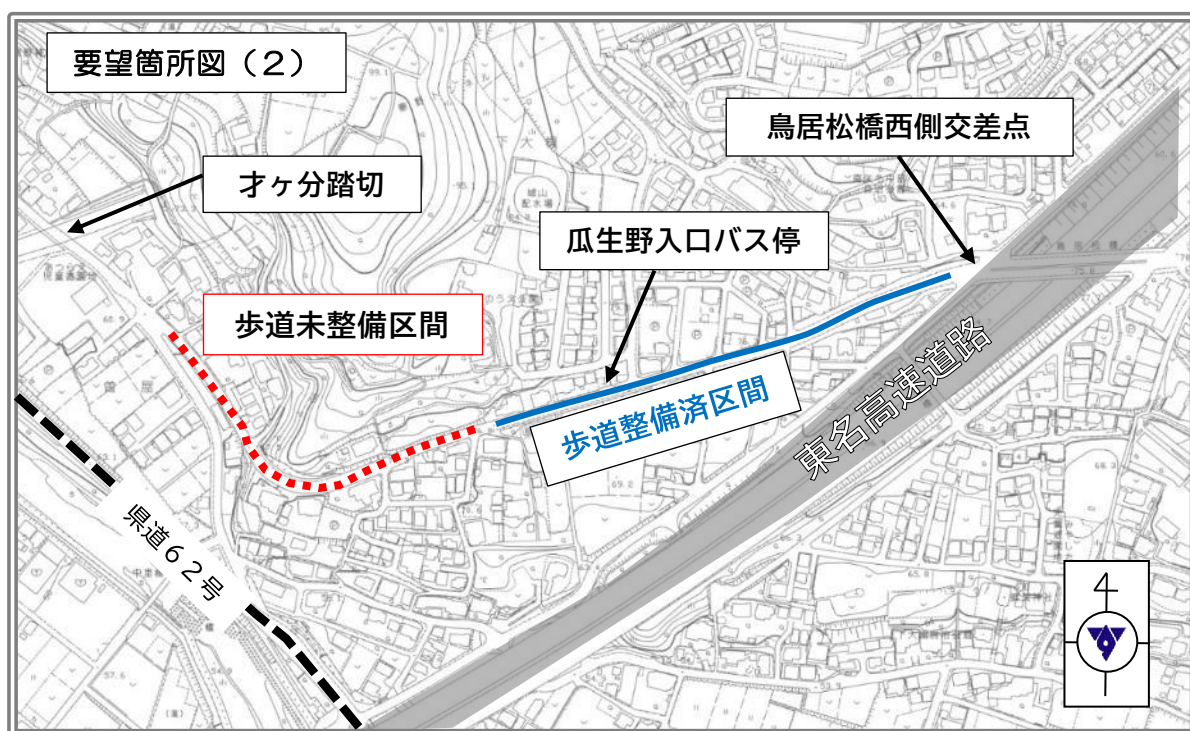
【一般要望事項】

要望先

平塚土木事務所



【一般要望事項】



【一般要望事項】

要望事項

- 1 新東名高速道路の建設により分断している区間（バイパス区間）の早期整備をお願いします。
- 2 中丸沢に架かっている久保橋付近から伊勢原市大山地内の霞橋付近までの未整備区間の早期整備に向けた検討をお願いします。

現状

- 1 県道701号（大山秦野）は、霞橋付近から当市寺山の県道70号との交差点に至る約4.9kmの道路です。

県道70号との交差点から寺山角ヶ谷戸地区までの約380mについては、拡幅改良整備がされましたが、新東名高速道路との交差区間については分断されている状態が長年続いています。

当区間は、「かながわのみちづくり計画」において、2車線の道路の新設に向けた「整備推進箇所」に位置付けられており、地元地権者の協力のもと、県にて整備に必要な事業用地は取得されていますが、現在に至るまで整備が見送られている状況です。

県では、早急な道路機能確保のため、令和6年度に、地権者をはじめ地域住民に対して、これまでの検討状況を説明していただいたうえで、令和8年度中に、暫定的な道路整備が行われる予定ですが、更なる事業の推進が必要です。

- 2 久保橋付近から霞橋付近までの区間は、一部のコンクリート舗装区間と浅間山林道との重複区間を除いて、大部分が登山道のような状況であり、軽車両すら通行できない未整備区間となっています。

当区間は、「かながわのみちづくり計画」において、「将来に向けて検討が必要な道路」に位置付けられていることから、当市と伊勢原市はもとより、県にも参加していただき、道路整備に係る課題の整理や当区間の現状把握をするための勉強会を行っており、県においては、当該区間の概略ルートの検討なども行っています。

【一般要望事項】

また、伊勢原市と当市では、古くからつながりがある伊勢原市の大山地域と秦野市蓑毛周辺エリアにおける新たな観光交流を図ることとし、更なる地域活性化に向けた検討を進めています。

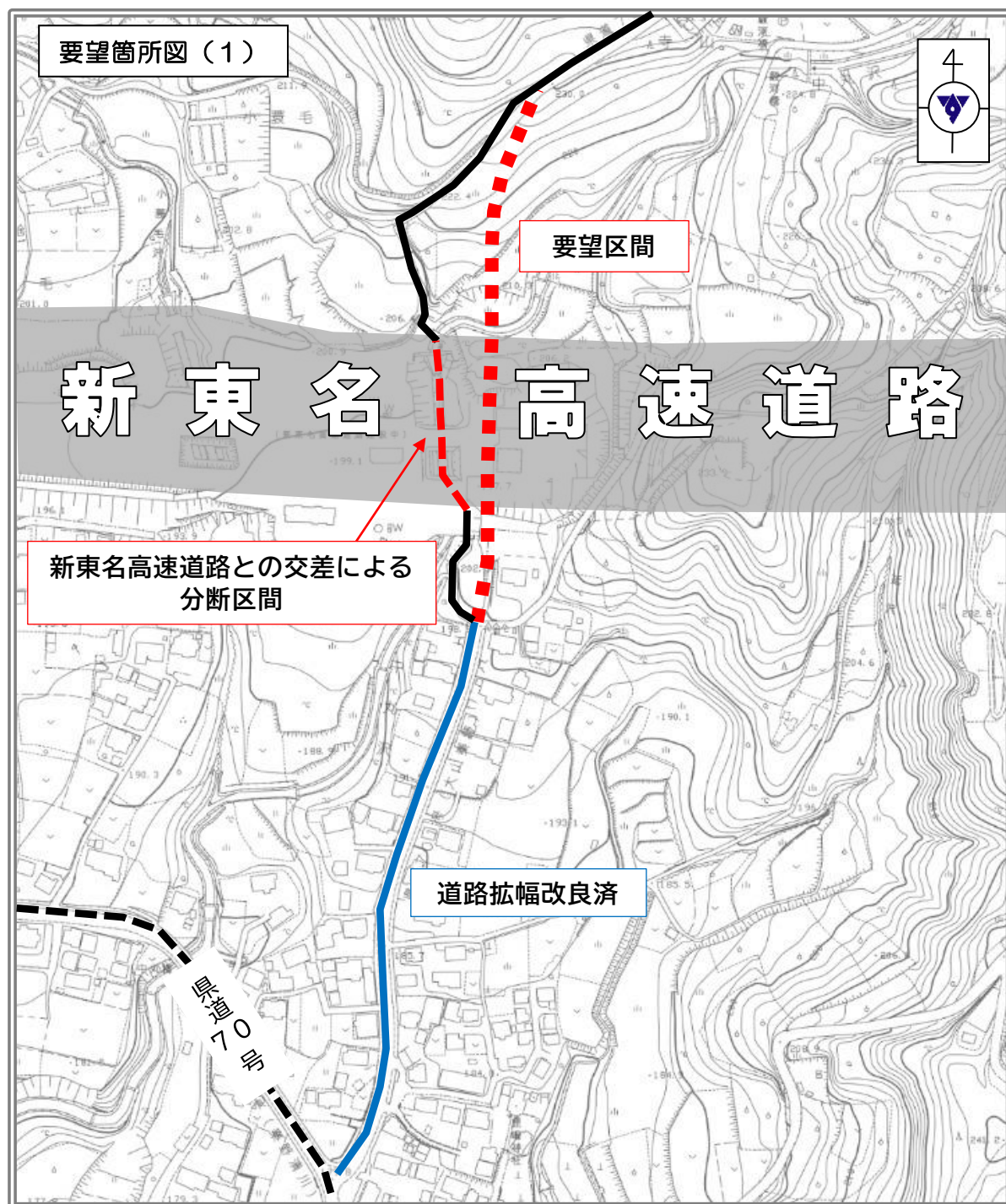
効果

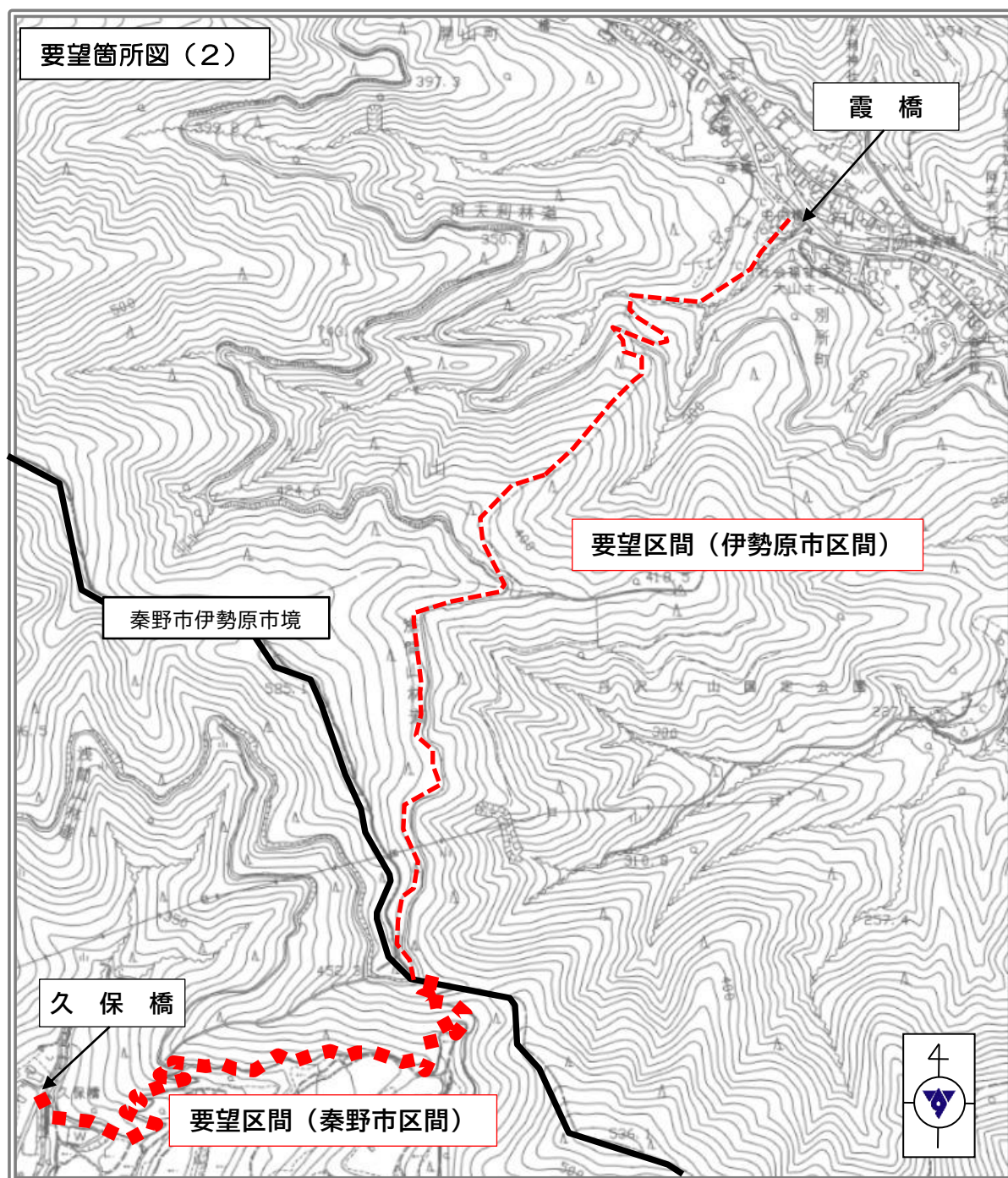
県道701号は、全区間で「かながわのみちづくり計画」に位置付けられており、新東名高速道路との交差区間の分断が解消されることで、道路機能が確保されるとともに、その上で、久保橋先から霞橋付近までの区間が整備されることで、県が取り組んでいる丹沢大山エリアの観光魅力づくりにも寄与します。

また、当市では、ヤビツ峠及び蓑毛地域周辺の魅力向上に係る取組を推進していることから、大山地域と蓑毛周辺エリアを周遊できる当該道路の整備を進めることで、周辺地域に更なる人流を生み出すことが見込まれます。

要望先

県土整備局道路部道路企画課、道路整備課
平塚土木事務所





要望事項

秦野橋北側交差点から本町四ッ角交差点までの歩道における電線類の地中化に係る整備をお願いします。

現状

（１）県道704号（秦野停車場）は、当市の玄関口である秦野駅北口から国道246号までの当市域の中心部における幹線道路であることから、市内外を往来する路線バスや自家用車など、車両交通量が非常に多い道路です。

（２）県では、県内市町村と構成する「神奈川県無電柱化推進会議」を令和7年5月に設置され、災害対応力の強化、安全・円滑な交通確保などに向けた、緊急輸送道路における無電柱化の検討が本格化されています。

県道704号は、県の第2次緊急輸送道路に指定されており、大規模災害発生時には、救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実にを行う必要があるため、自然災害への安全度を高めることを目的とした道路の防災対策を優先して進める必要があります。

当市においては、同じく第2次緊急輸送道路に指定されている市道6号線の電線地中化を進めており、今後、県市による道路の防災対策を推進することで、緊急輸送道路のネットワークが確立し、大規模災害発生時の円滑な交通確保につながります。

（３）秦野橋北側交差点から本町四ッ角交差点までの区間は、沿道に店舗等が立ち並んでいるほか、地元小中学校の通学路でもあり、歩行者の通行量が多いにもかかわらず、狭い歩行空間内に電柱があることから、歩行者の安全確保が求められています。

（４）当市では、県道705号周辺を含めた秦野駅北口周辺の地域資源やこれまでの地域活動等の蓄積を生かしながら、これまで以上に公民で連携して取り組んでいくための指針として、令和5年11月に「秦野駅北口周辺まちづくりビジョン」を策定し、令和7年3月

【一般要望事項】

には、内閣総理大臣から「秦野市中心市街地活性化基本計画」の認定を受けました。

また、県道704号沿いにおいて、にぎわいとふれあいのあるまちづくりにつながる歩行空間の確保のため、建築物の壁面後退を公民連携で進めています。

今後、秦野駅北口周辺の地域活性化に向けて、沿道のにぎわいを生み出す仕組みづくりなどの取組を更に進めます。

効果

安全・安心で快適な歩行空間が確保されるとともに、自然災害等が発生した際に緊急輸送道路としての安全性が高まります。

要望先

平塚土木事務所



要望事項

近年、激甚化している自然災害は、全国各地で大きな被害をもたらしており、令和6年台風第10号に伴う豪雨では、大根川周辺地域での氾濫、金目川における護岸崩落など、市民生活に支障をきたす事例が発生しています。

引き続き、市民の生命と財産を守るため、護岸崩落等の未然防止に係る河川の護岸整備等の促進をお願いします。

1 大根川

^{ひので} 陽橋から大根橋までの区間における、河床に堆積した土砂等の撤去や河床掘削などの工事

2 室川

(1) 堀田橋から寺井橋までの区間における、洗掘による崩落対策としての河川改修

(2) 鶴巻橋から小田急線軌道横断部先までの区間における、河床洗掘及び老朽化護岸の補修等

3 金目川

(1) 葛葉川合流部から天王下橋までの区間における、法面崩落の危険性がある箇所の護岸整備等

(2) 金目川橋から神奈川病院西側までの区間における、法面崩落の危険性がある箇所の護岸整備等

4 四十八瀬川

(1) 甘柿橋から下流における、法面崩落の危険性がある箇所の護岸整備等

(2) 甘柿橋から上流（才戸橋まで）における、親水性のある階段護岸や、生物多様性の環境回復のための魚道整備等

現状

1 大根川については、陽橋から大根橋までの約200mの区間において、令和3年度に河床整理を実施されており、当市でも内水氾濫防止のため、雨水管の追加設置を行っていましたが、令和6年台風第10号に

【一般要望事項】

伴う豪雨により、暘橋から上流の区間において氾濫が発生し、左岸側の市道の一部区間が冠水しました。

その後、県において、水流の支障となっていた河床に堆積していた土砂及び草木の除去などを継続的に行っていただいておりますが、引き続き、豪雨時には浸水被害のおそれがあることから、より多くの水を流せるようにするなど、氾濫や浸水の被害を防止するための整備が必要です。

2 室川については、川幅が狭く、蛇行している区間が多くあることから、豪雨時には氾濫などのおそれがあります。

(1) 堀田橋から寺井橋までの区間については、現在、河川の線形が蛇行していることから、水流が強い箇所では洗掘等が生じ、護岸が崩落するおそれがあります。

そのため、寺井橋から上流側の河川線形の改良に必要な用地を取得していただいておりますが、下流側の河川改良に必要な用地交渉が難航しています。これまでの県市による連携した交渉により、一部地権者から理解を得ることができましたが、継続した取組が必要です。

(2) 鶴巻橋から小田急線軌道横断部先までの区間については、河床洗掘や老朽化している護岸設備への早期の対策が必要です。

3 金目川については、令和6年台風第10号に伴う豪雨により、大安橋付近の護岸崩落が発生するなど、甚大な被害がありました。

また、上流部の自然法面に植生していた多くの樹木が流され、護岸や橋脚に掛かることで、水流の支障となる危険があり、市民の生命や財産への被害を未然に防止する取組が必要です。

(1) 葛葉川合流部から天王下橋までの区間について、護岸の未整備区間は荒廃が著しい状況となっており、法面の崩落により河道閉塞のおそれがあるため、早期の対策が必要です。

(2) 金目川橋から神奈川病院西側までの区間について、一部箇所では護岸崩壊などがありましたが、令和6年度から順次補修工事を実施していただいております。

しかし、依然として、河川の線形が蛇行していることから、水流が強い箇所では洗掘等が生じ、法面や護岸が崩落するおそれがあるため、引き続き、護岸整備及び改修等、早期の対策が必要です。

【一般要望事項】

4 四十八瀬川は、豊かな自然環境が大きな特徴である上地区に位置しており、当河川は、上地区内の貴重な環境資源であります。過去の豪雨災害により護岸が崩落するなどの被害が発生しています。

(1) 甘柿橋から下流側については、令和元年の東日本台風をはじめとした大雨等による被災箇所の復旧のため、令和3年度から令和5年度にかけて、一部区間の護岸補修等が行われていますが、引き続き、護岸の整備が求められます。

(2) 甘柿橋から上流側（才戸橋まで）の周辺地域において、上地区の豊かな自然や地域資源を生かした地域活性化に係る活動を、地域のボランティア団体等と連携して行っており、地域の更なる魅力向上を図るため、親水施設や魚道の整備が求められます。

効果

計画的な護岸設備の改修工事により、河川の氾濫などの水害を未然に防ぎ、市民の生命と財産を守ることができます。

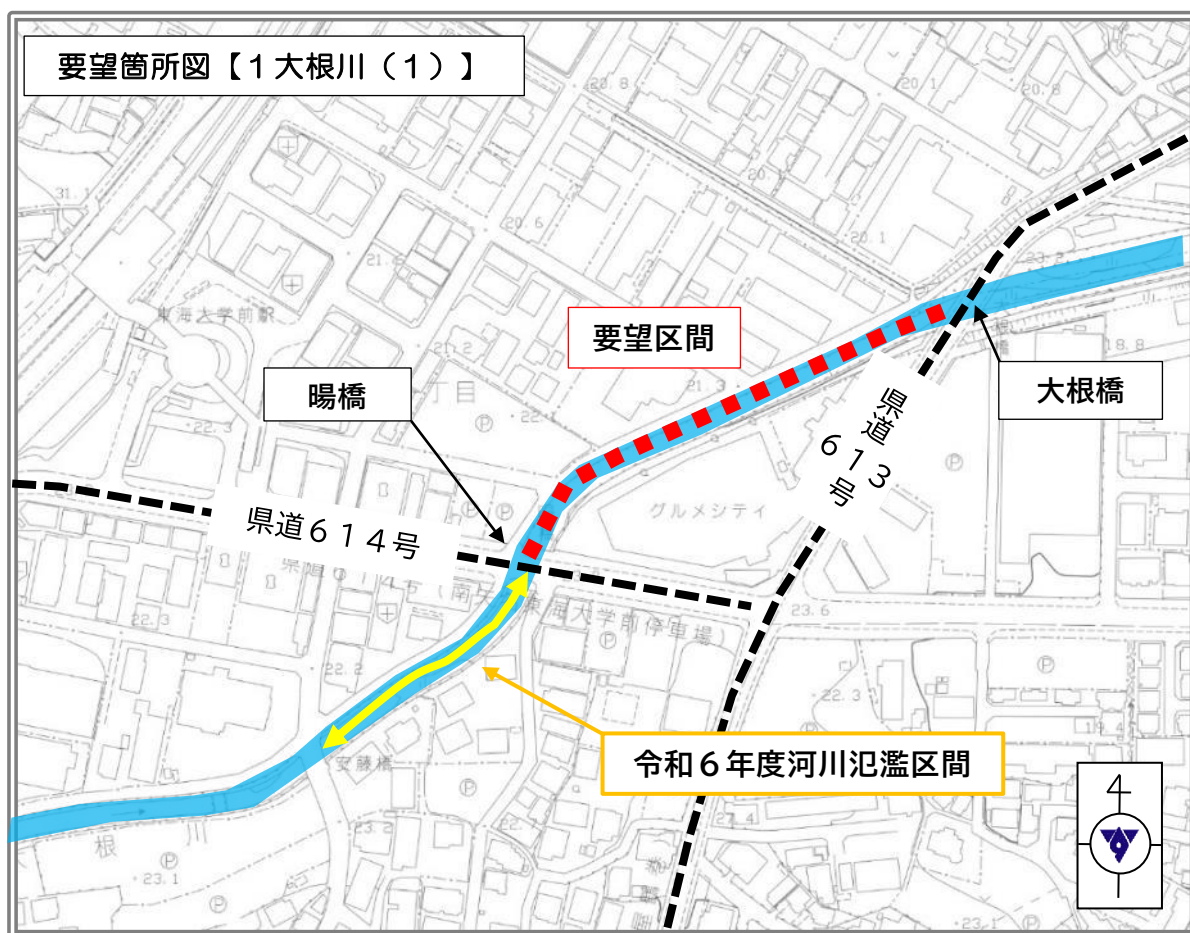
また、四十八瀬川については、親水施設や魚道の整備により、周辺地域の魅力づくりに寄与するとともに、多様な生きものの生息環境の回復が図られます。

要望先

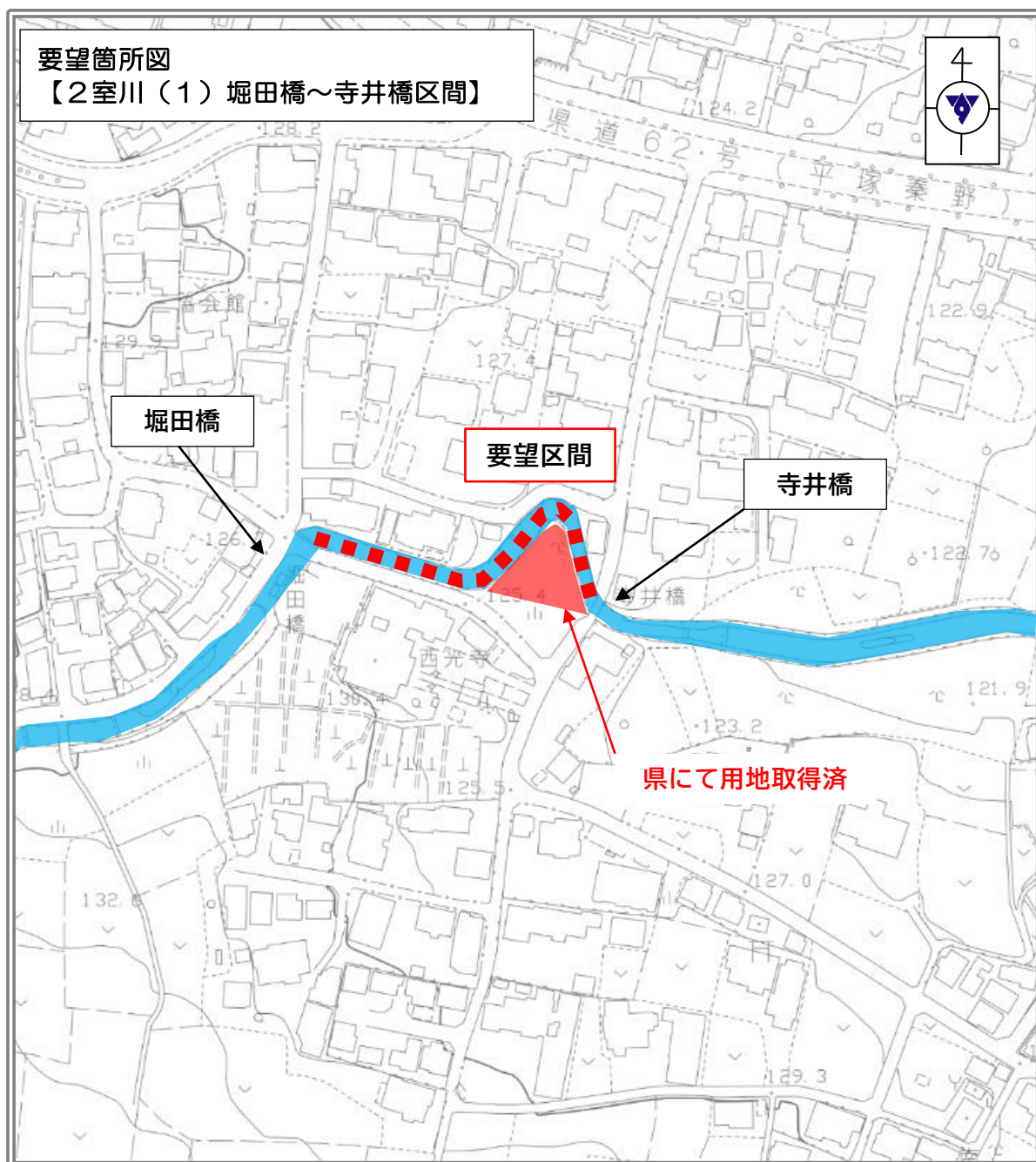
県土整備局河川下水道部河港課

平塚土木事務所

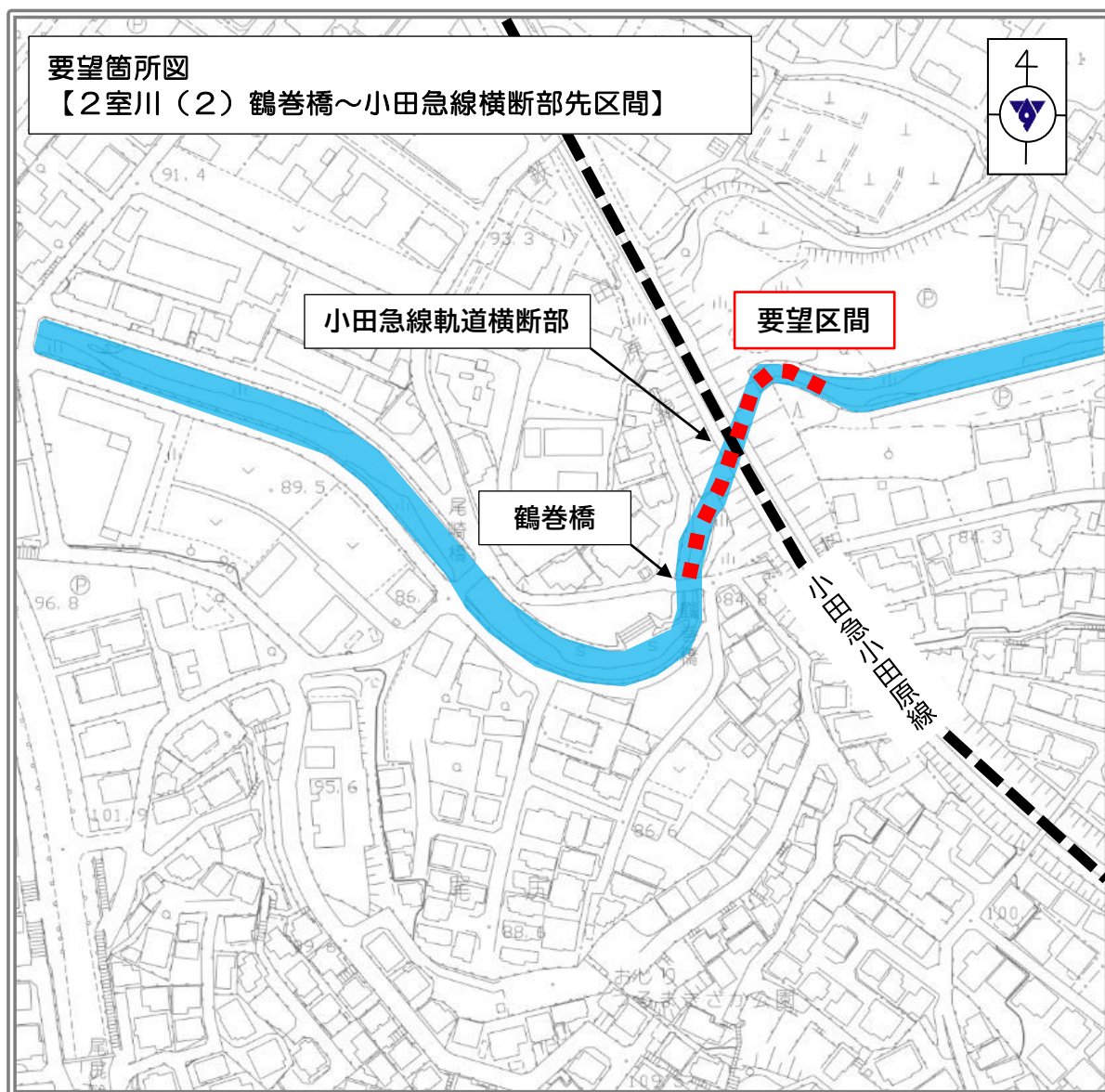
【一般要望事項】



【一般要望事項】



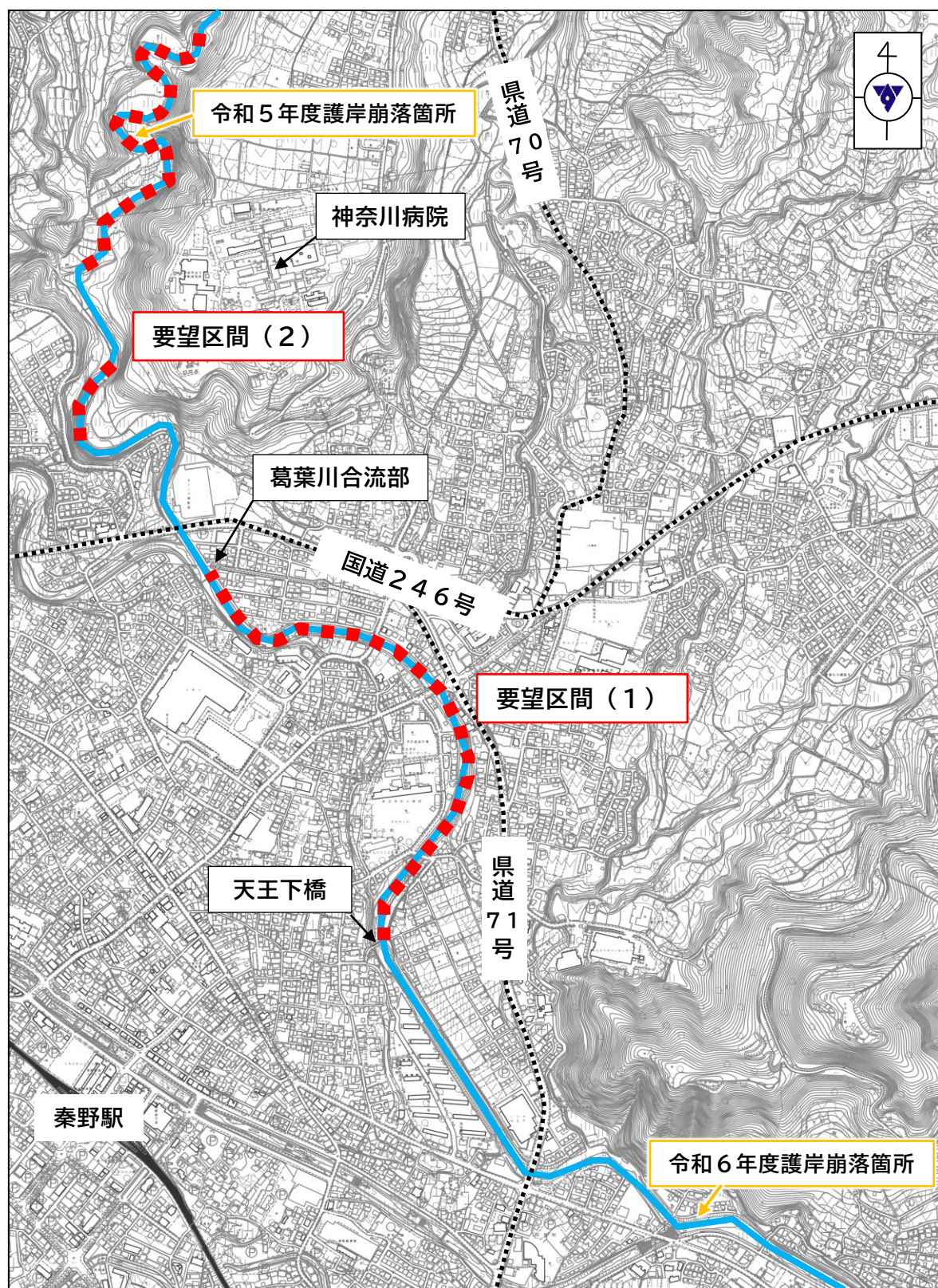
【一般要望事項】



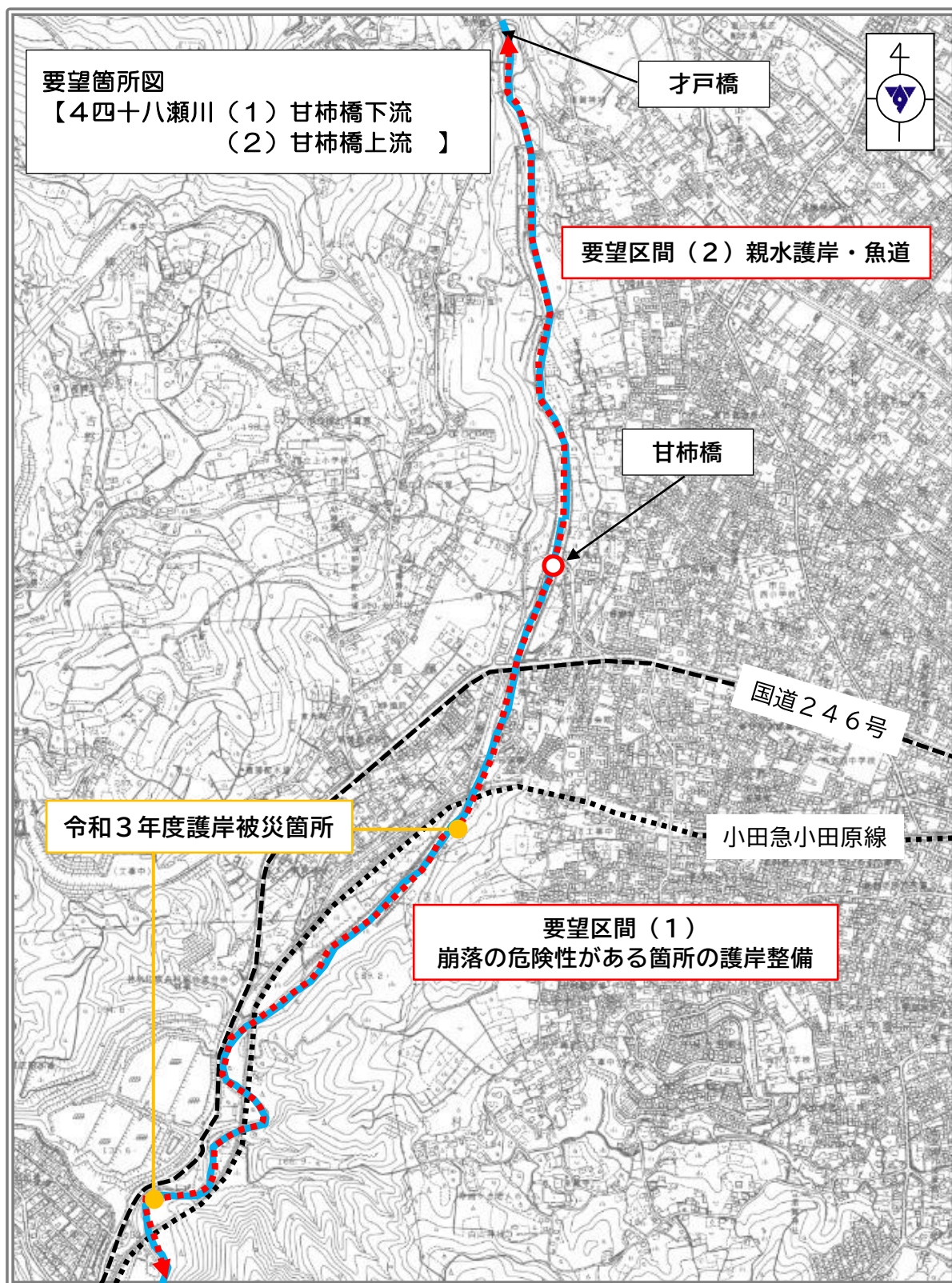
【一般要望事項】

要望箇所図

- 【3金目川（1）葛葉川合流部～天王下橋区間
（2）金目川橋～神奈川病院西側】



【一般要望事項】



要望事項

護岸の崩壊防止や安定した農業用水の確保のため、金目川の河床浸食防止策の実施及び適正な維持管理をお願いします。

現状

近年の大雨等の影響により、河床が浸食され、護岸崩落の発生が危惧されるとともに、農業用水の安定した供給が難しくなっています。

特に、金目川（中里橋付近、南平橋付近）は、河床の浸食が著しく、農業用水の取水が困難な場所もあります。

南平橋付近では、令和2年度から令和5年度にかけて、護岸整備や根固め工事を実施していただいたことで、取水の状態が一時改善されましたが、令和6年台風第10号に伴う豪雨により、農業用水を取水している左岸側に土砂が堆積したことで、取水が困難な状態となったことから、河床整理の実施など、河川の適正な維持管理が必要となっています。

必要性・効果

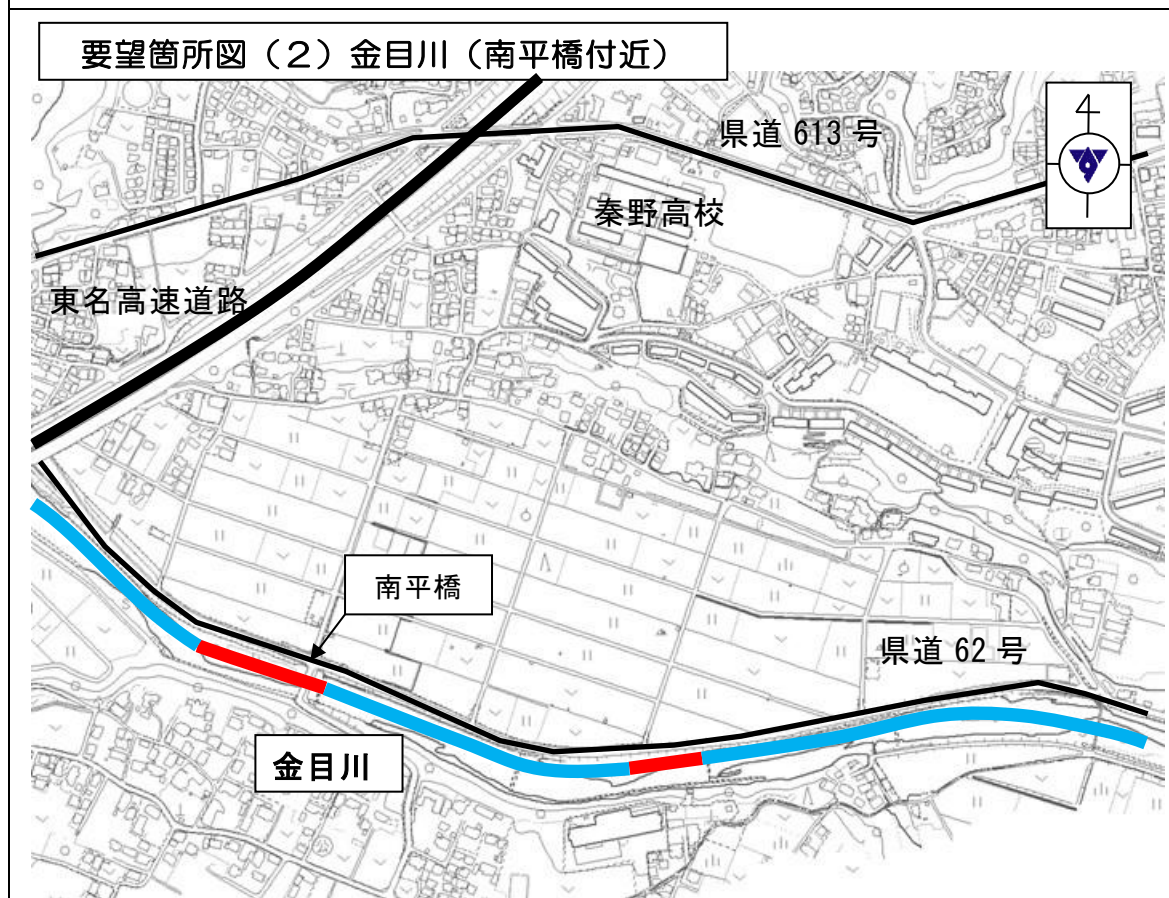
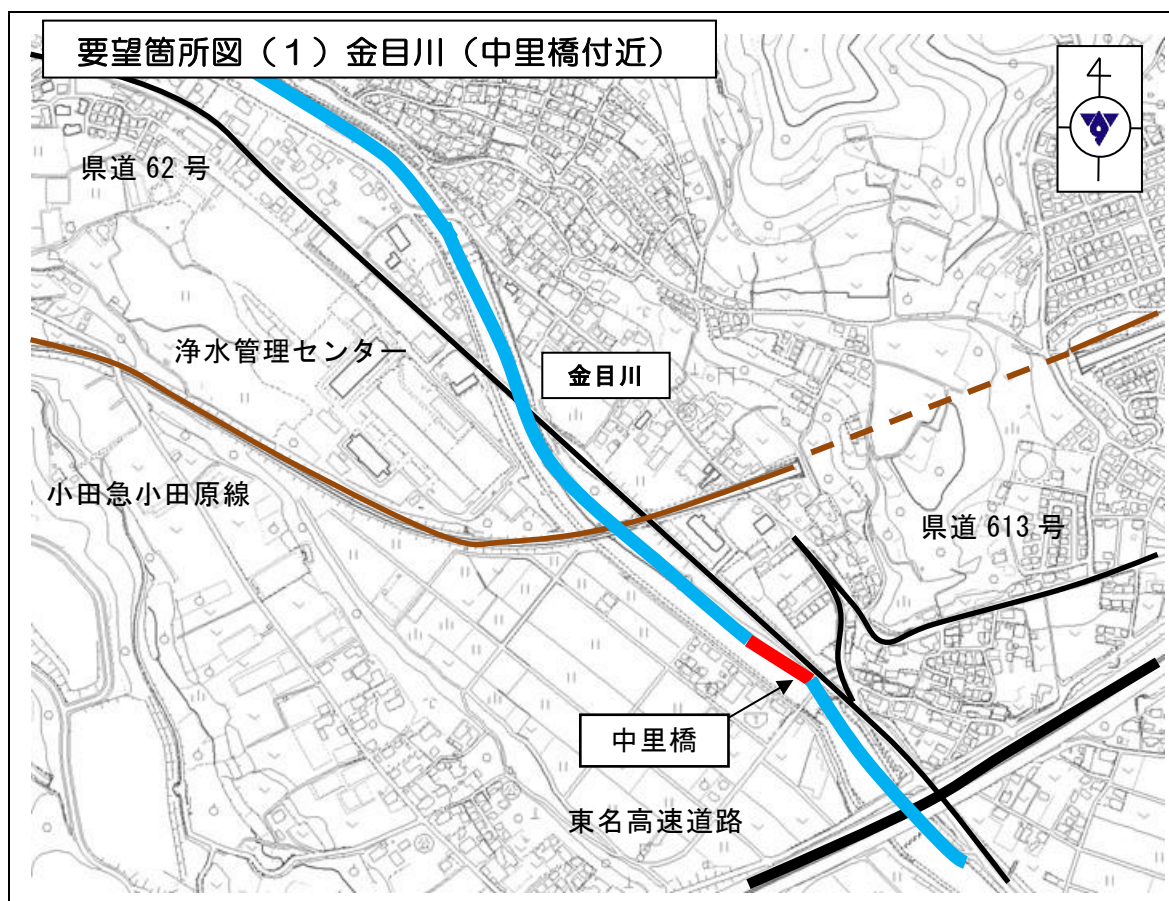
河床の浸食等が著しい箇所の整備（根固め工）や河床整理などの適正な維持管理を実施することにより、護岸の崩落を未然に防ぐことができます。

また、水位が一定となることから、土砂を盛り上げ、水位を上昇させる堰上げ作業が容易となり、取水労力の軽減、作業の安全性が図られ、安定した取水が可能となります。

要望先

県土整備局河川下水道部河港課
平塚土木事務所

【一般要望事項】



【一般要望事項】

【中里橋付近農業用水取水の様子】



中里橋下流部では、河床の浸食が著しく、その影響で河川内の導水路が破損するなど、取水施設にも影響を及ぼしている状況のため、早期に根固め工事を実施する必要があります。

【南平橋付近農業用水取水の様子】



根固め工事完成に伴い、一時取水の状態が改善されましたが、台風10号の影響により、取水している左岸側に土砂が堆積している状態であり、河床整理などの適正な維持管理が必要となります。

【一般要望事項】

要望事項

水無川の富士見大橋から新常盤橋までの約2,400mの区間について、堆積した土砂の撤去及び河床整備をお願いします。
特に、緑風橋と桜橋付近の未実施箇所の早急な対応をお願いします。

現状

(1) 当市内には、水無川、金目川、葛葉川等7つの主要な河川が流れていますが、近年の大雨等の影響により、大量の土砂が堆積し、河床が上昇したり、川幅が狭くなったりする箇所があり、特に、市内の中心を流れる水無川は、堆積した土砂に雑草が繁茂している箇所や根固めブロックが外れている箇所が多数存在しています。

令和7年度は、平成橋から上流に向かって河床整理を行っていただきましたが、依然として土砂が堆積している箇所が存在している状況です。

(2) 水無川では、令和元年の東日本台風の際、特に、河川敷と道路の高低差が少ない常盤橋から新常盤橋までの間で越水直前まで水位が上昇したほか、令和3年7月3日の豪雨、令和6年台風第10号に伴う豪雨でも川の水位が大幅に上昇するなど、浸水・冠水の危険性が一層高まっています。

(3) 平成30年1月26日、県から金目川水系の浸水想定区域図が示され、市内6河川において、想定最大降雨時の浸水想定区域がこれまでよりも広範囲となりました。要望箇所の範囲においても、市庁舎、本町小学校などの施設が浸水想定区域に入っています。

効果

河床掘削をすることで、河川水位を低下させ、安定した流量が確保できるため、市民の安全・安心を保つことが可能となります。

要望先

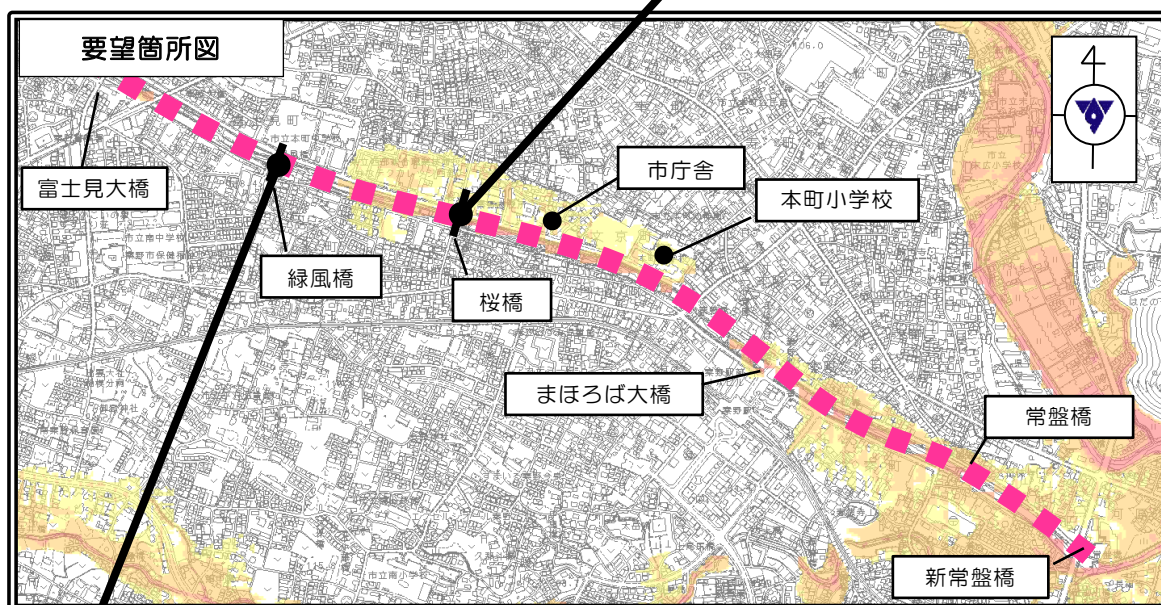
県土整備局河川下水道部河港課
平塚土木事務所

【一般要望事項】

桜橋付近
＜令和3年7月3日の豪雨時の桜橋付近の様子＞



＜堆積状況＞



緑風橋付近
＜堆積状況＞



要望事項

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所については、市民の安全・安心を確保するため、崩壊防止事業の早期完了をお願いします。

【指定箇所】

東田原地区、大椿台地区（東側）、南矢名B地区（北側）

- 2 新たな急傾斜地崩壊危険区域としての要望箇所については、早期の指定等、必要な対策をお願いします。

【指定要望箇所】

大椿台地区（西側）、鶴巻地区（大上）、菖蒲地区、南矢名B地区（南側）、富士見町C地区、曾屋地区（ストリームタウン）

現状

- （１）当市は、市域の多くが盆地であるため、その地形上、大雨や長雨、地震により急傾斜地が崩壊し、土砂災害が発生しやすい特性を抱えています。

現在、市内２２箇所で急傾斜地の法指定を受け、すでに１９箇所は崩壊防止工事が完了し、残る３箇所のうち令和４年度から東田原地区、令和６年度から大椿台地区（東側）の工事がそれぞれ着工され、令和７年度に南矢名B地区（北側）の測量及び詳細設計が実施されました。

また、指定等要望箇所について、令和７年度に大椿台地区（西側）、鶴巻地区（大上）及び菖蒲地区の要望書を提出し、南矢名B地区（南側）、富士見町C地区及び曾屋地区（ストリームタウン）については、地域から早急な急傾斜地崩壊危険区域の指定等、災害の未然防止が求められており、要望書の提出に向けた事務を進めています。

- （２）国の地震調査研究推進本部は、南関東で発生する首都直下型地震が今後３０年以内に発生する確率を７０％程度としています。その切迫性が高まる中、地震に起因した急傾斜地の崩壊が懸念されるため、崩壊防止工事等の早期対応が求められています。

【一般要望事項】

(3) 令和6年台風第10号に伴う豪雨により、過去に土砂災害が発生した大椿台地区、南矢名B地区及び東田原地区で再び土砂災害が発生し、また、新たに鶴巻地区(大上)においても土砂災害が発生しています。

特に、大椿台地区、南矢名B地区及び鶴巻地区(大上)では、斜面が崩落し、土砂が住居内に流入する被害が発生しています。

また、曽屋地区(ストリームタウン)では、令和6年6月の大雨で斜面が崩落し、倒木による住宅の一部損壊が発生しました。

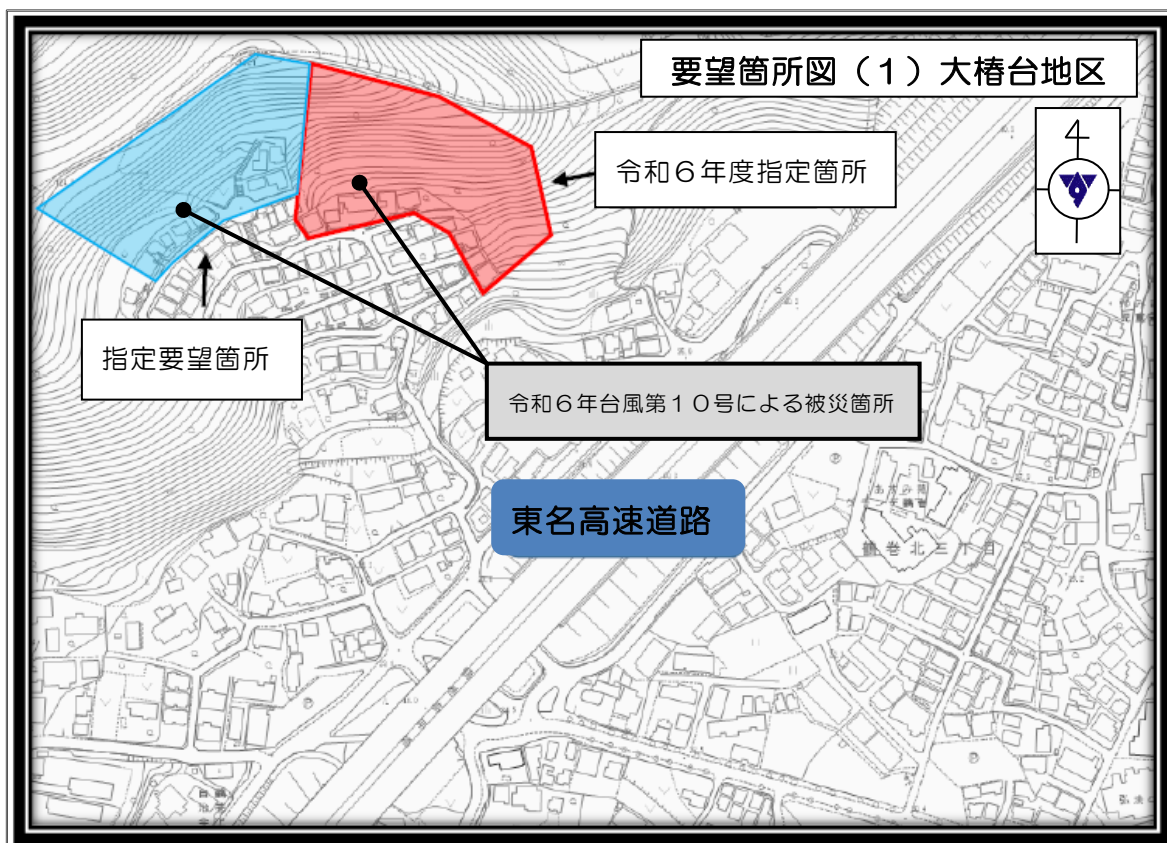
効果

急傾斜地の崩壊による土砂災害は、崩壊速度が極めて速いため、瞬時に市民の生命や財産に多大な被害を及ぼしますが、崩壊防止工事を着実に実行することにより、災害の防止・軽減が図られ、市民の生命や財産を守ることができます。

要望先

県土整備局河川下水道部砂防課
平塚土木事務所

【一般要望事項】



指定要望箇所

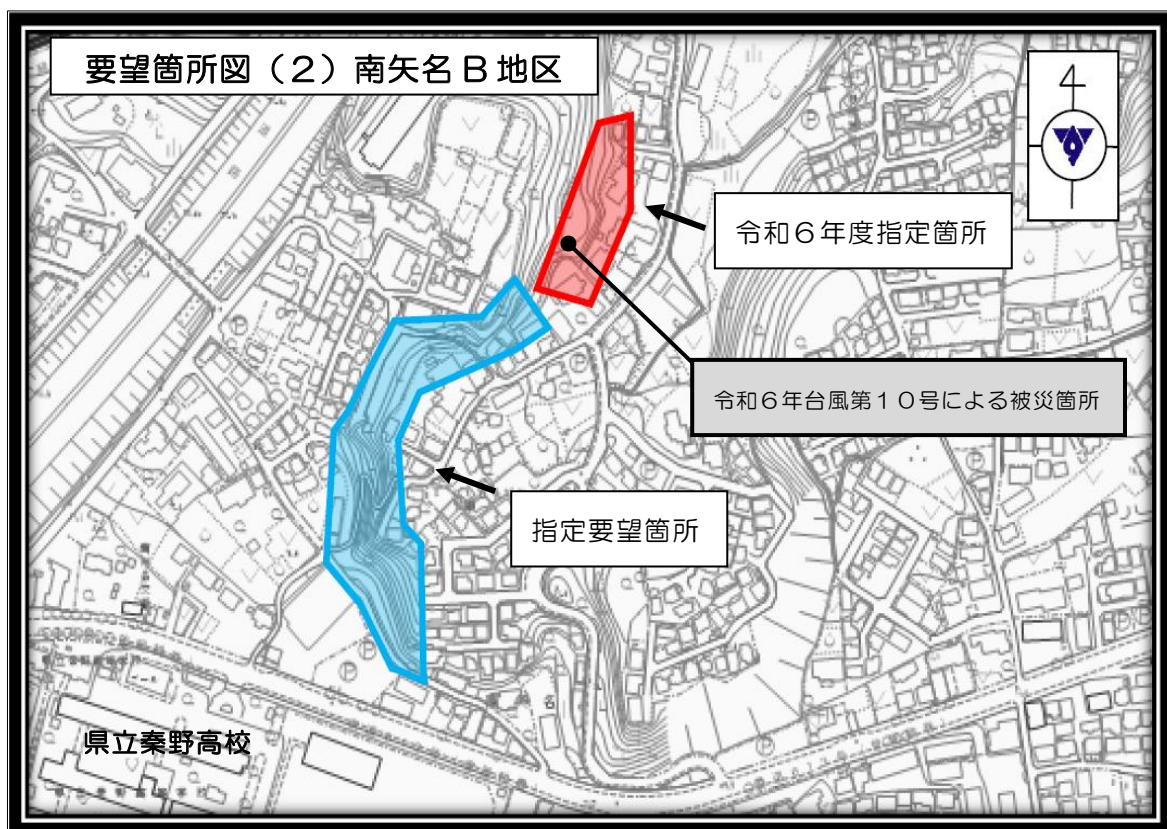


令和6年台風第10号による被災箇所



工事施工中





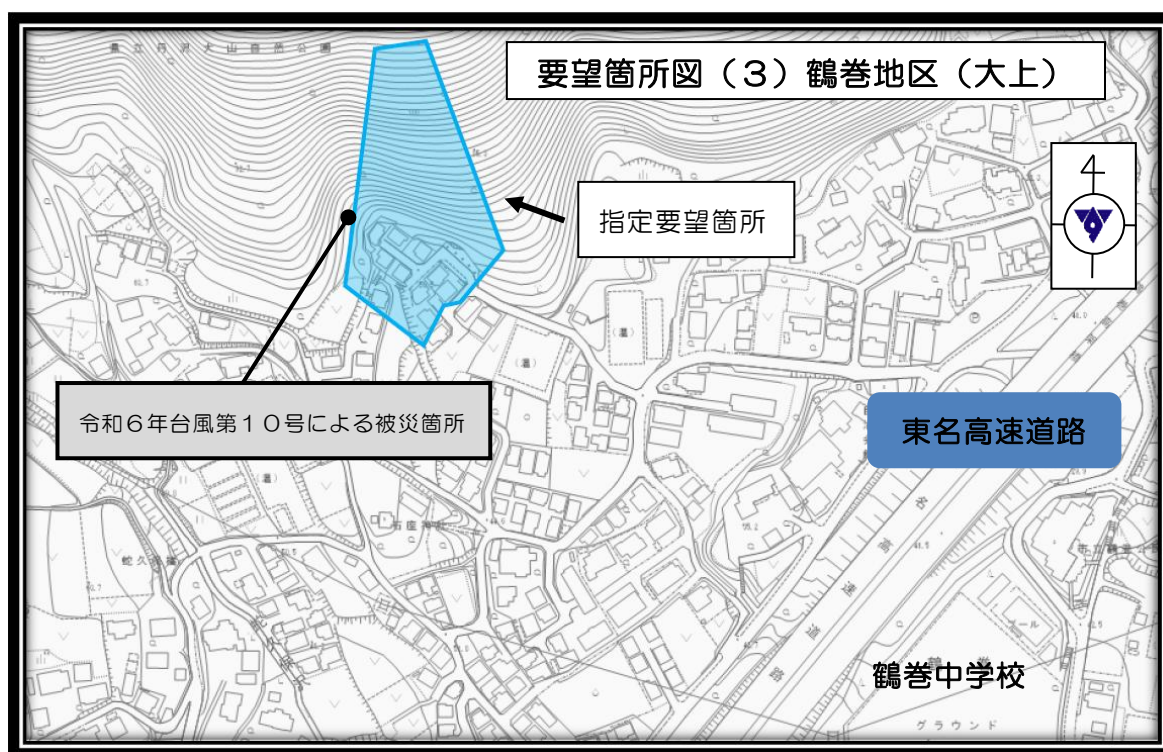
指定要望箇所



令和6年台風第10号による被災箇所



【一般要望事項】



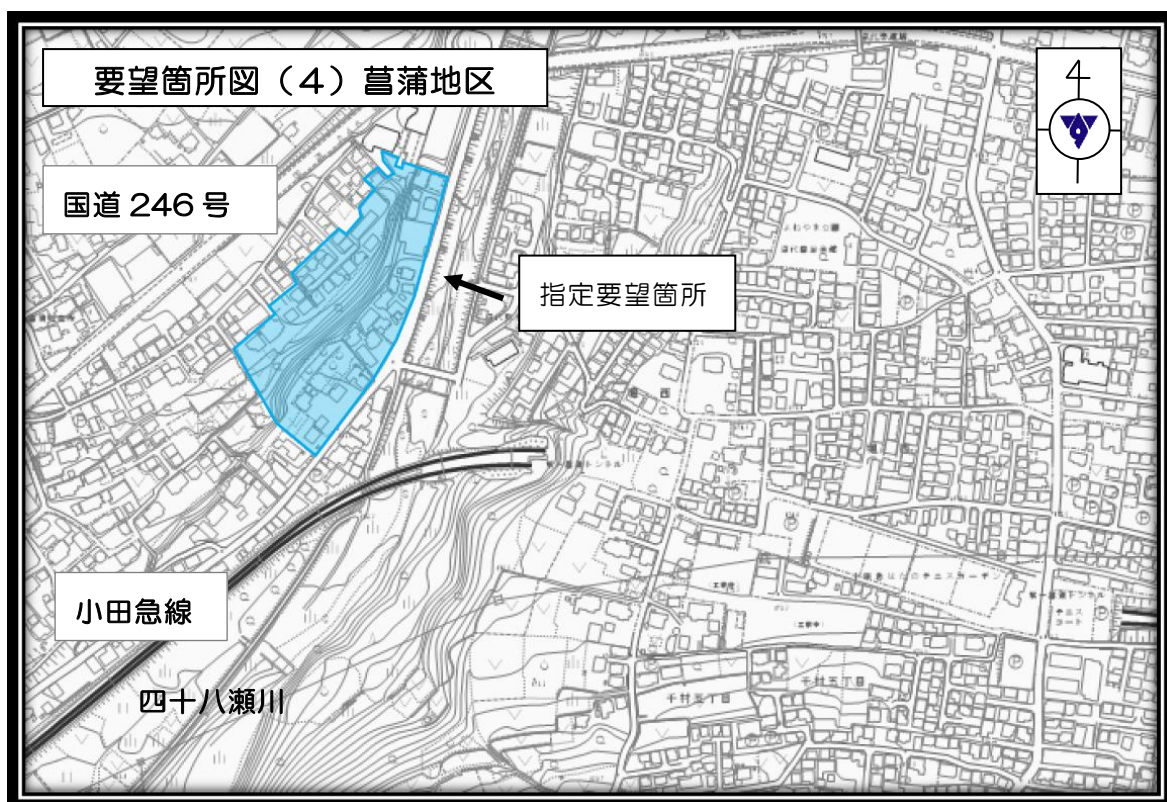
指定要望箇所



令和6年台風第10号による被災箇所

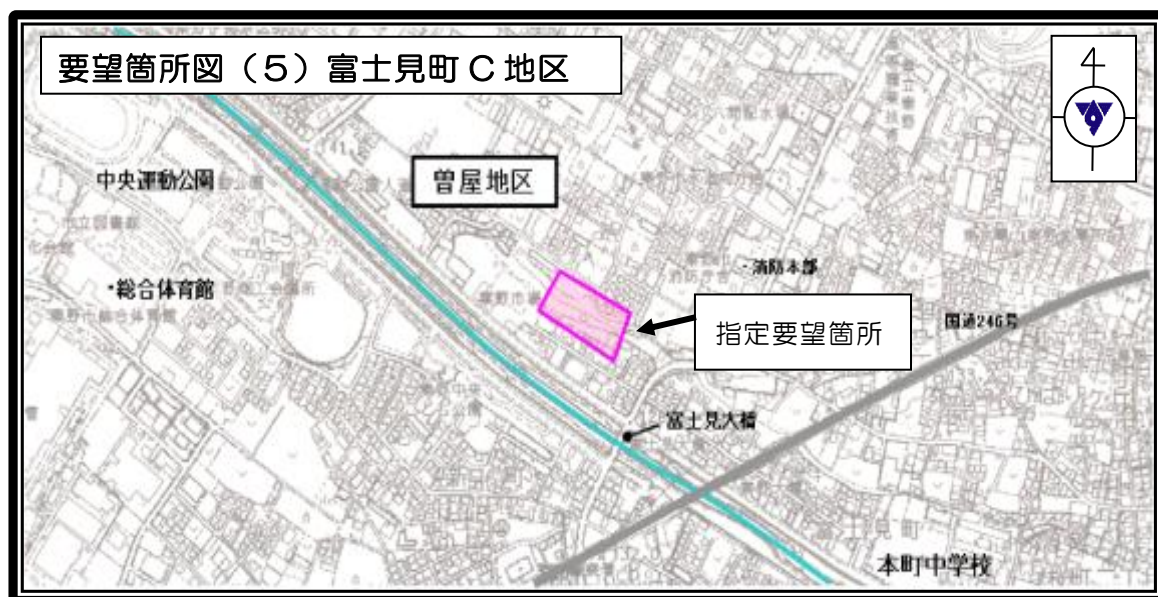


【一般要望事項】



指定要望箇所

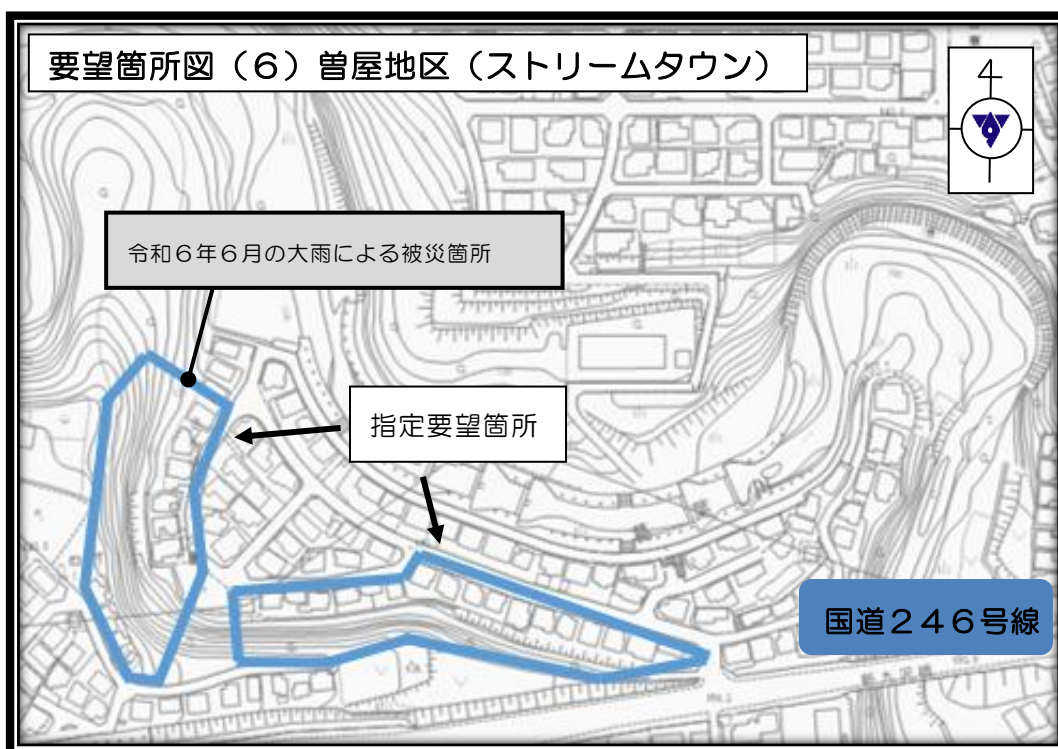




指定要望箇所



【一般要望事項】



指定要望箇所



令和６年６月の大雨による被災箇所



要望事項

土砂災害から市民の生命や財産を守るため、土砂災害警戒区域及び砂防指定地に指定されている唐沢川について、砂防堰堤の整備をお願いします。

現状

(1) 唐沢川流域（横野）及びその下流の北地区の一部は、その上流にある権現沢（横野）及び山居沢（横野、菩提及び戸川）とともに、平成25年12月に、土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に指定され、令和6年3月には、新東名の建設に伴い区域の一部に変更がありましたが、土砂災害対策が急務となっています。

(2) 当市では、平成27年度に暫定的な措置として、土砂災害用ワイヤー式警報装置を設置し、土砂災害に対する警戒避難態勢を整えています。

(3) 唐沢川の流域には、当市が広域避難場所に指定している学校施設（北小学校、北中学校）が含まれており、土石流等による土砂災害から市民の生命や財産を守るため、砂防堰堤の建設が不可欠です。

(4) 要望箇所は、砂防法第2条の規定に基づく砂防指定地にも指定されており、土砂災害を未然に防止するための砂防堰堤工事の必要性が特に高い箇所と考えます。

効果

砂防堰堤の建設により土石流の発生を防止することで、流域に暮らす市民の生命や財産を守ることができます。

要望先

県土整備局河川下水道部砂防課
平塚土木事務所

【一般要望事項】



要望事項

土砂災害から市民の生命や財産を守るため、次の砂防指定地における砂防事業の推進等をお願いします。

- | | |
|-------------|----------|
| 1 西沢（名古屋） | 2 延沢（落合） |
| 3 蛇久保沢（北矢名） | 4 東沢（蓑毛） |

現状

1 西沢（名古屋）

平成30年度から令和元年度にかけて実施された素掘りトンネルの健全度調査の結果を踏まえ、市道61号線との交差部にある素掘りトンネルの改修及び周辺護岸の整備に係る事業について、令和10年度の完成目標に向けて、順次整備等を進めていただいています。

令和4年度から令和6年度にかけて、ボックスカルバート工に必要な詳細設計や準備工事を行っていただき、令和7年度から本格的な工事が実施されています。その後、令和10年度までにボックスカルバートの上流と下流の護岸工事が進められる予定であり、計画的な事業の推進が必要です。

また、市道名古屋12号線との交差部の素掘りトンネルの改修工事について、令和4年度に詳細設計を実施していただいていることから、市道61号線との交差部におけるボックスカルバート工事等の進捗状況も踏まえた事業の推進が必要です。

2 延沢（落合）

毎年、下流側から着実な護岸工事等が進められており、全体のうち約3分の1の区間の整備が概ね完了していますが、引き続き、計画的な事業推進が必要です。

3 蛇久保沢（北矢名）

平成28年度に測量調査が実施されていますが、令和4年度に一部法面の崩落があったことから、護岸整備に係る事業化が必要です。

4 東沢（蓑毛）

砂防堰堤5基のうち、4基が整備済みであり、残る1基の堰堤の

【一般要望事項】

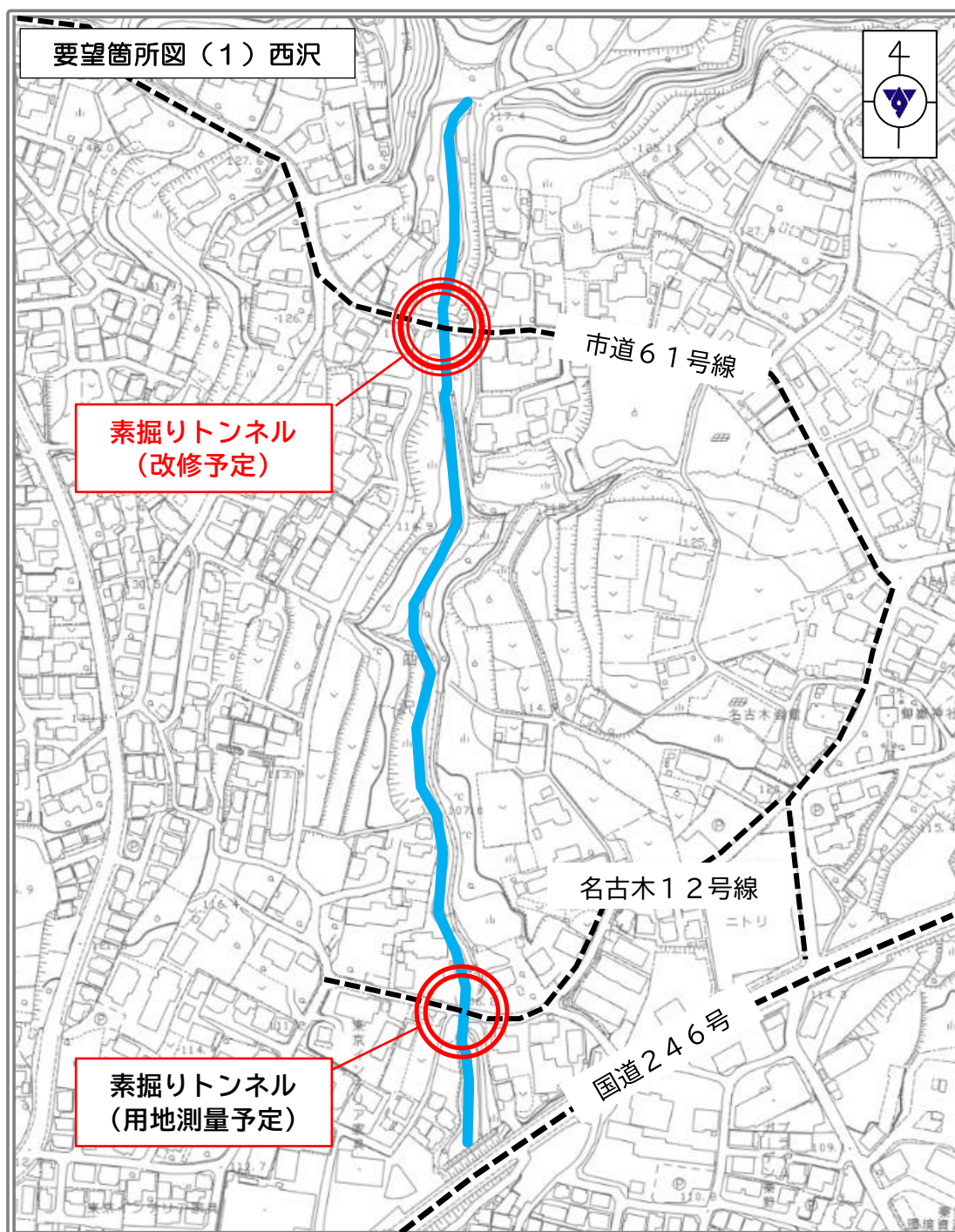
整備が必要です。

効果

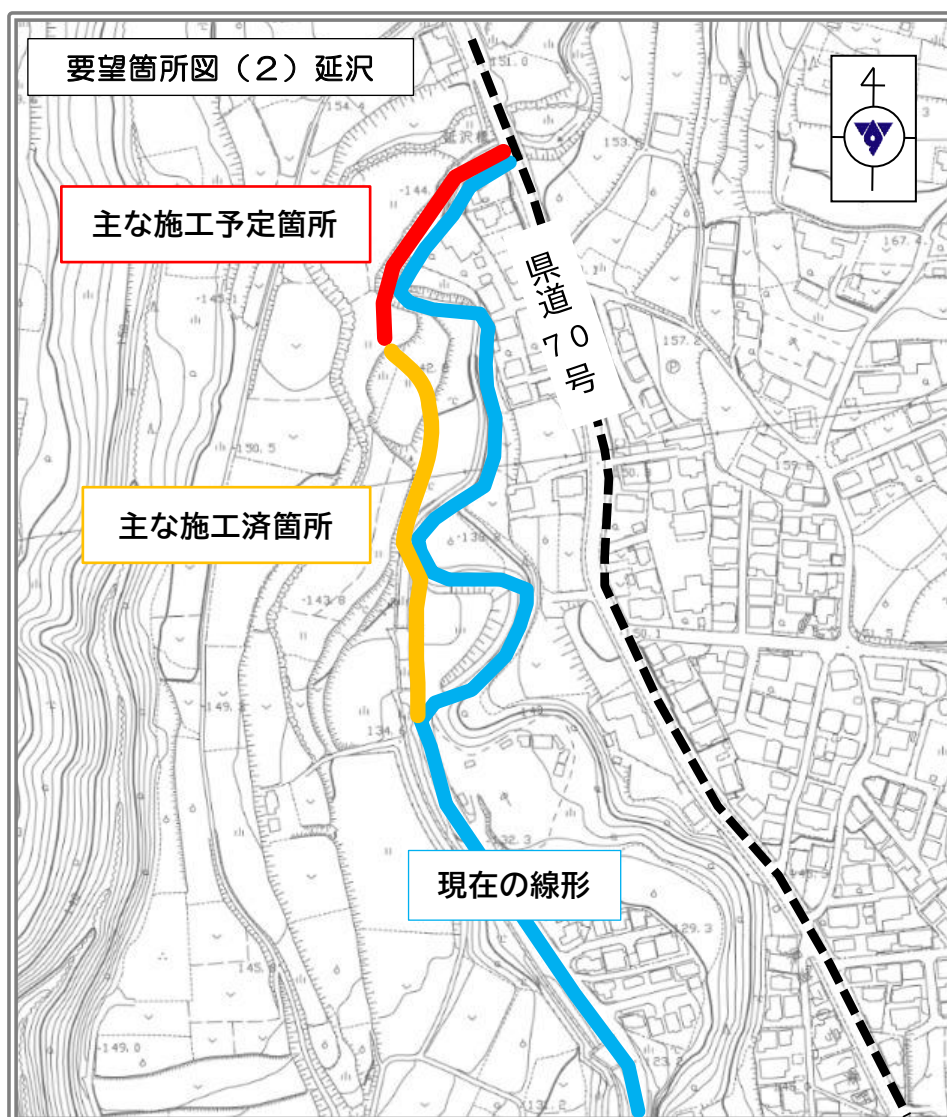
護岸や堰堤等の砂防設備の整備により、土砂などの流出による下流域での土石流等の被害を防ぎ、市民の生命や財産を守ることができます。

要望先

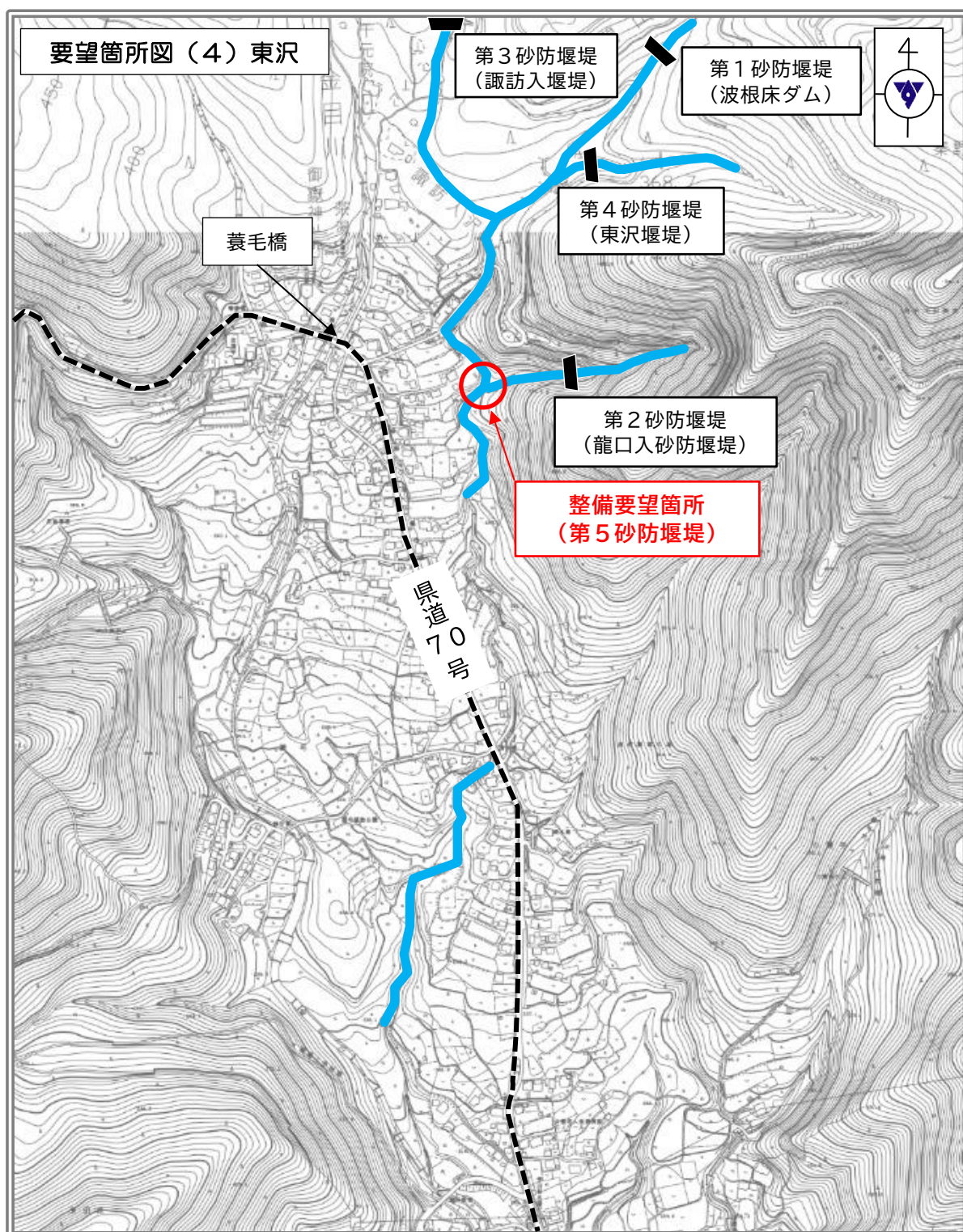
県土整備局河川下水道部砂防課
平塚土木事務所



【一般要望事項】



【一般要望事項】



【一般要望事項】

要望事項

- 1 堀水路について、沿線の地域住民の安全・安心を確保するため、法面の土砂崩落の危険性が高まっている指定保安林について、護岸整備工事などの安全対策の検討等をお願いします。
- 2 矢坪沢について、保安林からの倒木などによる水路機能への影響もあることから、適正な維持管理をお願いします。

現状

(1) 当市では、堀水路の浸食崩壊対策として、平成19年度から平成29年度にかけて、大倉から堀大橋までの区間(2km)を測量し、平成26年度から平成28年度にかけて、同区間の下流域において、市単独の水路整備事業として、保安林以外の区間(140m)の護岸工事(右岸)を実施しました。

令和元年の東日本台風では、堀大橋先の暗きょ入口部に流木と土砂が堆積し、水流が水路を超えて住宅地に浸入したことにより、床下浸水の被害が発生しました。

この浸水被害を踏まえ、令和2年度に、大倉から新東名高速道路付近までの開水路である区間(1.5km)について、水路機能に支障となる倒木や法面崩壊状況の調査を実施するとともに、下流部については、投棄された廃棄物の除去を行い、未整備であった護岸工事(右岸9.1m)を実施し、令和3年度には、保安林側の一部市有地である箇所について、護岸工事(左岸3.9m)を実施しました。

また、令和7年度に堀水路及び堀排水路の機能維持のため、開口部の浚渫工事を行っています。

県では、令和4年度に堀川全体の状況に対する調査委託業務を、令和5年度に堀大橋先の暗きょ入口部における左岸護岸の設計委託業務をそれぞれ実施され、令和6年度からは、左岸護岸整備工事を実施し、令和7年度に完成しています。

一方で、上流側では、法面の土砂流出や倒木がいまだ発生して

【一般要望事項】

おり、今後更なる豪雨等が発生した場合は、崩落した土砂や流木が下流側に流出し、新たな住民被害が発生する可能性があるため、安全対策の検討等が必要です。

なお、堀水路は、これまで土砂災害警戒区域のみの指定であったものが、令和3年5月に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されています。

(2) 矢坪沢は、全体として河床の勾配が比較的緩く安定していますが、部分的に浸食が進んでいる箇所があり、集中豪雨や台風などの非常時に流量が増加すると、浸食や荒廃が進むことが懸念されます。

なお、矢坪沢は、これまで土砂災害警戒区域のみの指定であったものが、令和3年5月に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されています。

必要性・効果

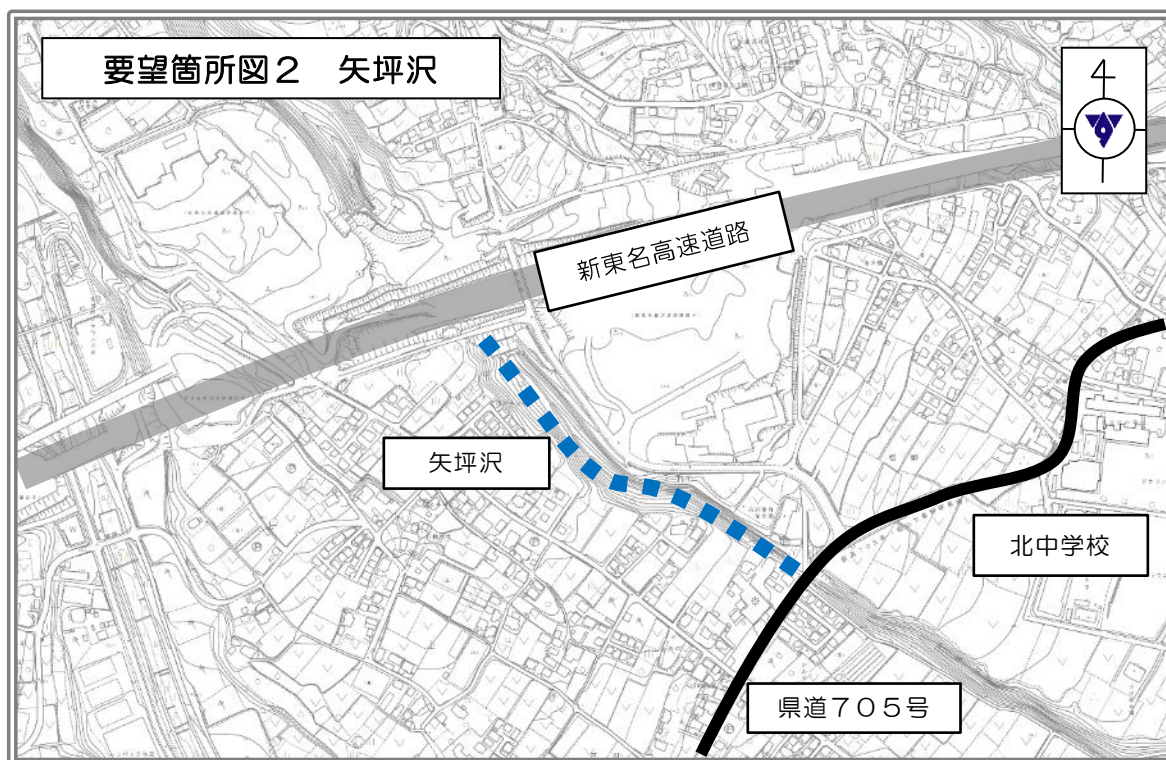
(1) 住宅などが隣接している下流域への土砂流出を防ぐことで、県が実施している河床浚渫や河川整備の進捗にもつながります。

(2) 治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から市民の生命や財産を守り、水源の涵養、生活環境の保全が図られます。

要望先

環境農政局緑政部水源環境保全課、森林再生課
湘南地域県政総合センター農政部森林課





要望事項

令和9年度以降の水源環境保全・再生施策について、これまでの取組で回復した水源環境の維持及び機能を発揮させるため、長期的な視点に基づく施策を推進するとともに、引き続き、市町村との協議をお願いします。

現状

(1) 県では、令和8年1月に「かながわ水源環境保全・再生基本計画」及び「第Ⅰ期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定し、将来にわたり良質な水を安定的に確保することを目的に、水源環境保全税を財源とした水源環境の保全・再生の取組を継続させることを決定されました。

市が整備している概ね標高300m以下の地域水源林エリアの森林(約1,159ha)においては、現行の第Ⅰ期から第Ⅲ期5か年計画の15年間で663.3ha(57.23%)を確保し、累計で1,190.2haを整備しています。

一方で、近年、台風や大雨による土砂崩落等の自然災害が多く発生していることや、カーボンニュートラルの実現に向けて、森林の持つ二酸化炭素の吸収・固定等の公益的機能の重要性が再認識されるとともに、森林資源の循環サイクル構築が求められています。

令和9年度以降の水源施策については、県・市町村首長会議等の意見を踏まえ、市町村の現状や課題を共有し、水源環境のさらなる改善に向けた森林づくり、新たな課題・社会ニーズに応じた維持・管理、多様な主体による水源環境の維持・管理が検討されています。

これまで築いてきた豊かな森林や水資源を次世代への財産として、確実に引き継いでいくため、森林の管理や整備を今後も継続し、里山保全等を目的とした事業を含め、水源保全地域全体の森林の公益的機能を強化していくことが必要です。

(2) 市営水道水源の約8割を市域内の地下水、湧水、表流水で賄っている当市では、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に基づき、

【一般要望事項】

地下水保全施策を推進し、地域の特性に応じた地下水かん養や水質保全等の取組を計画的に実施しています。

これらの取組により、水源環境の保全・再生は着実に進展しており、今後は、その状況を維持するとともに、本来の機能を持続的に発揮させていくことが重要です。

県民の生活を支える良質で安定的な地下水源を確保するためには、地下水浄化事業及び地下水かん養事業を長期的な視点に立って、継続して実施する必要があります。

あわせて、新たな課題である地下水汚染物質の有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）に対する監視調査の実施とともに、近年の気候変動に伴う短時間豪雨の発生など、雨の降り方の変化によって地下水かん養への影響が懸念されることから、降水量と水位変動の関係性を把握するための地下水モニタリング事業を継続して行うことが求められています。

効果

（１）森林整備は、長期的に継続することで、水源かん養機能や土砂災害防止機能などの公益的機能が発揮されます。

新たな水源環境保全・再生の取組によって、県民の暮らしを支える良質な水資源を保全するとともに、災害レジリエンスなどの公益的機能を果たす森林づくりを進めることができます。

（２）地下水浄化事業により水質の改善が確認されており、水質のモニタリングでも、現在の取組を継続していくことで、環境基準を満たす将来予測が示されています。

水源保全地域内の地下水の質と量を保全することにより、県民が将来にわたり安心して利用できる健全な水源環境の確保に資するものです。

要望先

環境農政局緑政部水源環境保全課

要望事項

「第13次神奈川県鳥獣保護管理事業計画」、「第5次神奈川県ニホンジカ管理計画」、「第5次神奈川県ニホンザル管理計画」及び「第2次神奈川県イノシシ管理計画」に基づき、次の事項の着実な実施をお願いします。

- (1) ニホンジカについて、計画に定める個体数・群れの管理目標の確実な達成を目指すため、当市が実施する老朽化した広域獣害防護柵の全体補修・点検調査や、管理捕獲の推進などの取組に対する所要額の確保
- (2) ニホンザルについて、日向群や丹沢湖群等の群れを適正な規模に誘導できるような管理対策の推進
- (3) 鳥獣被害の主要因となっているイノシシについては、権限と計画が連動した管理対策に向け、捕獲許可に関する権限移譲の見直し及び管理計画に基づく生息状況の把握
- (4) CSF（豚熱）の感染拡大防止のためのイノシシの捕獲の強化
- (5) ツキノワグマの市街地出没や執着による地域の不安を払しょくする対策の推進
- (6) 野生鳥獣が農地等に依存せずに生活できる山林環境の整備

現状

- (1) 当市は、ニホンジカの被害防止策として、県と連携して10年以上にわたり、管理捕獲の強化等による効率的な個体数調整を進めていますが、局所的な生息密度の低下や植生回復が見られるものの、農業被害は恒常的に発生しています。

また、広域獣害防護柵は、老朽化に伴い破損個所が増え、侵入防止機能を維持するため、継続した張替えや補修が必要な状況です。

- (2) ニホンザルについては、伊勢原市との連携により、大山群は全頭捕獲が達成されましたが、日向群の南下による新たな被害発生への警戒や丹沢湖群や未知の野生群への対応が必要な状況も生じています。

【一般要望事項】

(3) イノシシについては、農業被害が市内全域に拡大するとともに、生活被害の発生も懸念されています。第2次神奈川県イノシシ管理計画において、県西地域では、大磯町から中井町にかけて広がる大磯丘陵の生息密度が高いとされているため、市域南側の渋沢丘陵において罠による捕獲を継続して実施することで越境を防いでいるところです。

しかし、個体数の増加に歯止めがかかっていないため、ニホンジカ同様に計画行政と捕獲許可行政を一貫して運用することで、市域を跨いだ広域的な取組を効率化させ、効果的な管理捕獲を継続して実施する必要があります。

このため、防護柵の設置や捕獲など既存の対策強化に加え、新たな対策の実施により個体数を減少させる必要があります。

(4) C S F（豚熱）まん延防止のため、鳥獣保護区を縮小し、猟期におけるイノシシの捕獲を推進するなど、捕獲圧を高める必要があります。

(5) ツキノワグマについては、国のガイドライン（特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編））において、当市が位置する富士・丹沢地域は、個体数水準として最も低位である「危機的地域個体群」に分類されていることもあり、可能な限りクマを保護しつつも、人命を最優先するという方針での対応がなされています。

一方で、令和6年4月に環境省が指定管理鳥獣へツキノワグマを追加したことに加え、県では、令和6年度に実施した個体数推計調査を踏まえ、令和7年度に丹沢山地の推計生息数を80頭に上方修正したことから、抜本的な対策が求められます。

また、令和6年度は、県内における出没件数の20%を超える情報が当市内であったことに加え、錯誤捕獲が2件発生するなど、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしています。

地域の不安を払拭するためには、GPS等を活用し、正確な生息状況を把握するなど、市町村による未然の追い払い対応につながる継続的な対策も求められます。

【一般要望事項】

(6) 鳥獣による被害は、その生息地が、里地里山から隣接する農地や宅地に近づいていることから、農業だけでなく、市民の生活環境にも及んでいます。

鳥獣の行動範囲の拡大を防ぎ、人と鳥獣との棲み分けを図るため、山林の生息環境整備が求められています。

必要性・効果

人と鳥獣との共生を図りながら、農作物・生活被害の軽減、丹沢山地全体の自然植生の回復、森林保護に伴う生物多様性が保全されます。

要望先

環境農政局緑政部自然環境保全課

【一般要望事項】

要望事項

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく製品プラスチック再資源化に係る経費負担について、市町村の負担軽減とともに、容器包装プラスチックと同様、製造事業者も負担する仕組みとなるよう、国への働きかけをお願いします。

現状

(1) 当市では、ごみ減量と資源化の推進に取り組んでおり、令和6年4月からはだのクリーンセンター1施設による可燃ごみ焼却処理体制へ移行しました。また、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づくプラスチックの一括回収を令和7年度から実施しています。

製品プラスチックの回収は、各自治体において分別基準を作り、その基準に沿って適正な分別を促すために必要な対応をとるよう努めることとされており、収集体制や中間処理業務など、大幅な見直しが必要になりました。

(2) 製品プラスチックの再商品化については、公益財団法人容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）に委託する方法又は民間事業者と連携して独自に実施する方法があります。

当市では、再商品化する民間事業者が近隣市町村に存在しないことから、協会に委託した再商品化方法で実施しています。

(3) 製品プラスチックの再商品化に係る費用負担については、容器包装プラスチックと異なり、製造事業者の負担が求められていません。

そのため、再商品化に係る経費は、特別交付税措置がされる部分を除き、各自治体が負担しなくてはならない状況です。

効果

製品プラスチックの資源化を含め、廃棄物問題への取組は、市民・事業者・行政が一体となって連携することで、持続可能な循環型社会の形成及び脱炭素社会の促進につながります。

【一般要望事項】

要望先

環境農政局環境部資源循環推進課

要望事項

乗合バス運転士不足解消のため、公民一体となった運転士育成支援体制の構築をお願いします。

また、公民連携による民間施設を活用した職業訓練実施に向けて、法改正も含めた国への働きかけをお願いします。

現状

乗合バスの運転士不足は、全国的な問題となっており、地域の足を支える路線バスは、年々減便や廃線せざるを得ない状況にあります。

当市内においても、路線バスの減便が発生しており、地域の足や暮らしを支える公共交通の持続可能性が懸念されています。

こうした状況から、運転士人材の安定的な確保と育成が喫緊の課題となっていますが、運転士の就労環境や待遇等のほか、バス運転士に必要な大型自動車第二種運転免許教習を受けることができる教習所が少ないこともその一因となっており、今後、運転士の高齢化に伴い更なる減少が見込まれることから、運転士不足の解消が難しい状況にあります。

例として、当市内には、職業訓練施設や公共交通事業者の事業所等が所在しており、これらの活用も考えられますが、法律上の規制や場所の確保等の課題があり、実現が難しい状況にあります。

効果

運転士不足の解消は、減便や廃線を最小限に留め、通勤・通学、買い物利用など、地域の足や暮らしを守り、地域社会の維持と公共の福祉を支えることになります。

職業訓練校と民間施設を有効活用した人材育成の手法を構築することなどにより、公民連携による運転士不足に取り組むことで、運転士の確保・育成につなげることができます。

要望先

産業労働局労働部産業人材課

【一般要望事項】

要望事項

重度障害者の地域生活を支援するため、訪問系サービスに係る介護給付費の国庫負担基準の仕組みの見直し、また、市町村負担軽減策の適用範囲を拡大するための要件を緩和するよう、国への働きかけをお願いします。

現状

(1) 障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障害者の日常生活を支える障害福祉サービスが適切に提供されることが大変重要です。

近年、障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行の推進、また、障害の重度化、障害者の高齢化により、当市における訪問系サービスの給付額は、令和3年度から令和7年度までの5年間で約1.7倍に増加しており、今後も増加していくことが見込まれます。

市町村が負担する障害福祉サービス等に係る給付費については、障害者総合支援法に定める負担割合により、障害者自立支援給付費等負担金として、国は1/2を、都道府県と市町村はそれぞれ1/4を負担することとされています。

しかしながら、訪問系サービスについては、国庫負担基準が設けられており、その超過負担額は市町村が全額負担することとされ、財政を圧迫する一因となっています。

(2) 超過負担の軽減策として、超過額の一部を補助する「重度障害者に対する市町村特別支援事業（以下「市町村特別支援事業」という。）」及び「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業（以下「市町村支援事業」という。）」が国で制度化されています。

「市町村特別支援事業」については、訪問系サービスの全体の利用者に占める重度訪問介護対象者の割合が10%を超えていることが要件とされていますが、令和7年度末時点で、県内には対象となる市町村がなく、さらに、全国でも実施している都道府県は10団体にとどまっており、対象が非常に限定された補助事業となっています。

【一般要望事項】

また、「市町村支援事業」については、「市町村特別支援事業」の対象外市町村及び同支援事業を適用しても超過額が残る市町村が補助対象となります。

県においては、令和6年度から「市町村支援事業」を実施いただきましたが、超過額に対する補助額については、人口規模及び財政力指数に応じた補助基準が設けられ、さらに、補助率も3/4とされるなど、超過額の一部を市町村が負担することには変わりはありません。

(3) 今後、障害者の地域生活を支える訪問系サービスの利用が多い市町村では、サービス需要の増加に伴い、現在のままでは、市町村の負担がますます重くなることが懸念されます。

そのため、市町村に対する国庫負担基準の上限を撤廃するなど、制度の見直しが急務です。

また、超過負担の軽減策については、各市町村の更なる財政負担の軽減を図るため、「市町村特別支援事業」では、10%超とされている重度訪問介護対象者の割合の引下げ、また、「市町村支援事業」では、自治体の人口規模及び財政力指数に関わらず超過負担額全額が補助基準となるよう、それぞれ要件緩和が必要です。

なお、例年、地方財政に影響を及ぼす施策・事務事業について適切な措置を求める総務大臣通知を受け、総務省から厚生労働省に対しては、「国庫補助負担金等に係る超過負担の解消」として、「国庫補助負担金等に係る地方公共団体の超過負担については、実態の把握を行い、これに基づき具体的な措置を講じ、その完全解消に格段の努力を払われたい」旨の要請が行われています。

効果

訪問系サービスに係る介護給付費の市町村の負担軽減を図ることができ、障害福祉サービスの安定的かつ継続的な支給が図られます。

訪問系サービスが必要な対象者に、適正な障害福祉サービスの量を確保することが可能となります。

要望先

福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課

